

第百二十回 参議院社会労働委員会會議録第二号

平成三年二月二十一日(木曜日)
午後零時三十分開会

委員の異動

十二月十八日

尾辻 秀久君

補欠選任

木暮 山人君

大島 友治君

木庭健太郎君

岩崎 純三君

十二月十九日

常松 克安君

岩崎 純三君

補欠選任

大島 友治君

木暮 山人君

尾辻 秀久君

補欠選任

一月七日

松浦 孝治君

小野 清子君

補欠選任

一月八日

松浦 孝治君

松浦 孝治君

補欠選任

一月二十四日

小野 清子君

常松 克安君

補欠選任

二月二十日

木庭健太郎君

乾 晴美君

補欠選任

出席者は左のとおり。

福間 知之君

委員長

田代由紀男君

理事

前島英三郎君

委員

対馬 孝且君

高桑 栄松君

小野 清子君

国務大臣

厚生 大臣

労働 大臣

政府委員

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生大臣官房総務課長

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

厚生大臣官房審議官

尾辻 秀久君

木暮 山人君

清水嘉与子君

田中 正巳君

糸久八重子君

菅野 壽君

日下部徳代子君

堀 利和君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

栗森 喬君

西川 潔君

下条進一郎君

小里 貞利君

伊吹 文明君

古川貞二郎君

熊代 昭彦君

山口 剛彦君

市川 和孝君

近藤純五郎君

岡光 序治君

長谷川慧重君

寺松 尚君

目黒 克己君

小林 康彦君

川崎 幸雄君

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

厚生省保険庁次長

厚生省保険庁総務部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

厚生省保険庁運営部長

(平成三年度厚生省関係予算に関する件)

(労働行政の基本施策に関する件)

(平成三年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(福間知之君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十日、乾晴美君が委員を辞任され、その補欠として栗森喬君が選任されました。

○委員長(福間知之君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福間知之君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に田代由紀男君を指名いたします。(拍手)

○委員長(福間知之君) 社会保障制度等に関する調査及び労働問題に関する議題といたします。

これより厚生、労働両大臣から所信表明に引き続き、平成三年度予算の説明を聴取いたします。

予算説明につきましては、その概要を聴取することとし、詳細な予算説明は本日の会議録の末尾に掲載したいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(福間知之君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

第七部 社会労働委員会會議録第二号 平成三年二月二十一日

【参議院】

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

参議院

まず、厚生大臣から、厚生行政の基本施策についての所信及び厚生省関係予算の説明を聴取いたします。下条厚生大臣。

○國務大臣(下条進一郎君) 昨年末厚生大臣を拝命いたしました下条進一郎でございます。

第百二十回国会における社会労働委員会の御審議に先立ち、就任のごあいさつを兼ねまして所信の一端を申し上げたいと存じます。

このたび、厚生大臣を拝命し、お年寄りから赤ちゃんまでの幸せを政治信条としてまいりました者として、大変うれしく思うとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

さて、我が国は、国民の英知とたゆまぬ努力により、世界でも屈指の繁栄を享受するまでになりましたが、今日、だれもが豊かさを心から実感できる社会を築き上げ、子の世代、孫の世代へと引き継いでいくことが国民的課題として求められているところであります。同時に、今私たちは、世界がいまだ経験したことのない速度で進む人口の高齢化と、徐々に進行してきている出生率の低下という社会の構造的な変化に対応し、国民の四人に一人が六十五歳以上という本格的な高齢社会にふさわしい社会、経済の仕組みをつくり上げていかなければなりません。

国民一人一人が心から豊かさを実感でき、生涯を通じてその能力と創造性を発揮できる、明るく豊かな長寿・福祉社会を築き上げるため、国民生活の基盤となる社会保障制度の安定的運営の確保、きめ細かな保健福祉サービスの提供、子供が健やかに生まれ育つための環境づくり、二十一世紀の地球を考えた生活環境の整備など、国民生活に直結した厚生行政の担う分野の全般にわたります。全力を傾注してまいりたいと考えております。

以下、平成三年度における主要な施策について申し上げます。

まず、事業開始第二年度目を迎える高齢者保健福祉推進十カ年戦略につきましては、地域における保健、福祉の連携のとれた総合的なサービス提

供のための基盤整備を進めるため、在宅福祉サービスの大幅な拡充、施設の緊急整備、寝たきり老人ゼロ作戦の展開など、目標の達成に向け、最大限の努力を払ってまいります。さらに、十カ年戦略の着実な推進のため、保健、医療、福祉マンパワー対策に積極的に取り組んでまいります。

老人保健制度につきましては、介護体制の充実を図るため、老人訪問看護制度を創設するとともに、制度の長期的安定を目指す観点から、介護に着手した公費負担の拡大、必要な受診を抑制しない程度の患者負担の見直しなど所要の措置を講ずるべく改正案を提出したところであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

一方、女性の社会進出や出生率の低下を初めとする子供と家庭を取り巻く環境の変化の中で、次代を担う子供たちが健やかに生まれ育つための環境づくりもますます重要になってまいります。このため、他の行政分野とも連携しつつ、子育て環境づくりに向けて、保育対策の拡充、家庭支援相談体制の充実を図るとともに、その重要な柱である児童手当制度につきましても、世代間の助け合いや育児支援の観点から、支給対象の第二子への拡大、手当額の倍増、三歳未満への給付の重点化などを内容とする改正法案を御提案申し上げているところであります。よろしく御審議いただければ幸いです。

地域における生活環境に目を向けますと、増大・多様化した適正な処理が困難になってきている廃棄物の問題に対応することが重要な課題となっております。この問題に適切に対応し、二十一世紀に向けた廃棄物処理制度を確立するため、廃棄物の排出の抑制、再生利用の促進、処理施設の設置の促進などを内容とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正案を本国会に提出し、御審議をお願いすることとしております。また、第七次廃棄物処理施設整備五カ年計画を策定し、処理施設の整備の一層の促進を図ってまいります。

次に、医療供給体制につきましても、医療をめぐる環境の変化に対応し、良質かつ適切な医療を

効率的に提供していくための医療施設機能の体系化などを内容とする医療法の改正案が、現在継続審議となっておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。また、搬送途上における医療の充実を図るため、搬送途上における救急救命処置を行う救急救命士の資格を整備するための法律案を提出すべく準備を進めているところであります。さらに、不足が問題となっている看護職員を確保するため、養成力の拡充や就業の促進を図るとともに、看護の日を制定するなど諸対策を推進してまいります。

また、人生八十年時代の国民の健康を確保するため、成人病、難病対策などの各種疾病対策や精神保健対策を進めるほか、栄養、運動、休養のバランスのとれた健康的な生活習慣の確立を目指した健康づくり対策を展開してまいります。

老後の所得保障の柱であります年金制度につきましても、年金の実質的価値を維持するため物価スライドを実施いたします。また、自営業者の所得保障を充実させるための国民年金基金制度と年金保障に万全を期するための国民年金の学生適用が四月一日よりスタートいたします。これらの円滑な運営と年金制度の安定に努めてまいります。また、医療保険制度につきましても、医療費適正化に引き続き努めるとともに、国民が安心して医療を受けられるよう制度の安定的な運営に努力してまいります。

また、だれもが生きがいを持って明るく暮らせる福祉社会の実現に向けて、住民の積極的参加に支えられた福祉サービスがきめ細かに、かつ総合的に提供される地域づくりに取り組まますとともに、障害を持った方々の地域社会の中での自立生活を支援してまいります。

薬務行政につきましても、医薬品、医療機器などの安全性の確保、研究開発の促進、血液製剤の国内自給対策の推進を図るとともに、麻薬等の不正取引防止を目的とした麻薬新条約への対応について検討を進めてまいりたいと考えております。援護施策につきましても、援護年金の額の引き

上げと新たに戦傷病者等の妻になった者等に対する特別給付金の支給のための法律改正案を提出することとしておりますほか、中国残留孤児、残留婦人等の援護の一層の充実にも努めることとしております。

その他、輸入食品や食肉の安全対策などの食品保健対策、環境衛生関係営業の振興を一層推進するとともに、安全でおいしい水道水の安定的な供給に努力してまいります。また、原爆被爆者対策として、諸手当を大幅に改善し、原爆死没者の慰霊等のための事業を実施いたします。さらに、長寿科学の総合的な研究の充実や国際保健医療協力の一層の拡充にも努めていくこととしております。

以上、所信の一端を申し上げましたが、私は、社会労働委員会の皆様の御理解、御協力を賜りながら、国民生活に直結した厚生行政の課題一つ一つに全力を挙げて取り組み、二十一世紀に向けて真に豊かで明るい長寿・福祉社会の建設を進めていく決意でありますので、何とぞよろしく願ひいたします。

続きまして、予算の方の御説明を申し上げます。平成三年度厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要について御説明申し上げます。

平成三年度厚生省所管一般会計予算の総額は十二兆一千八百九十九億円であります。これを平成二年度当初予算額十一兆五千六百五十二億円と比較いたしますと六千六百六十七億円、五・三％の増加となっております。国の一般会計予算総額に対し、一七・三％の割合を占めております。

平成三年度一般会計予算につきましては、公債依存度の引き下げを図るため、さらに歳出の徹底した見直し、合理化に取り組むという方針のもとに編成されております。

厚生省予算につきましては、そのような厳しい財政事情のもとにあっても、二十一世紀の本格的な高齢社会を間近に控えて、国民だれもが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるような長寿・

福祉社会の基盤をつくり上げるため、第二年度を迎える高齢者保健福祉推進十カ年戦略の着実な展開を図るとともに、老人保健制度の見直し等を盛り込んでおります。

また、児童手当制度の見直し等次代を担う子供が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するとともに、廃棄物処理対策、看護職員確保対策や救急医療体制の充実強化など緊急を要する行政課題に対処する諸施策についても必要な予算を確保したところであります。

この機会に、委員各位の御支援に対し衷心より感謝申し上げます。

平成三年度厚生省予算における主要な施策は、先ほど所信で申し上げたとおりでございます。

以下、厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要を御説明申し上げます。以下、厚生省所管一般会計、特別会計及び政府関係機関予算の概要を御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長(福岡知事) 次に、労働大臣から、労働行政の基本施策についての所信及び労働省関係予算の説明を聴取いたします。小里労働大臣。

○国務大臣(小里貞利) 労働大臣を拝命いたしました小里貞利でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

我が国経済の今日のたくましい発展は、勤労者一人一人の創意工夫と汗のたまものであります。私は、こういった勤労者一人一人に豊かさ、ゆとりを還元していくことが労働行政の使命であると考えており、このために全力を尽くしてまいりたいと考えております。

近年の我が国経済の長期にわたる持続的な景気

拡大に伴い、中小企業を中心として人手不足感が一段と広がっております。一方、中長期的には高齢化、国際化、技術革新や女性の職場進出など大きな構造変化が進んでおります。

このような変化に的確に対応し、我が国の経済的地位にふさわしいゆとりある勤労者生活を実現するため、次の事項に重点を置きつつ積極的に労働行政を推進してまいります。

第一は、魅力ある中小企業づくり、地域づくりによる人材の確保、定着の推進であります。

中小企業における人手不足は一層深刻な問題となっておりますが、中小企業において労働力を確保し、定着させるためには、労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生充実等雇用管理の改善を図り、中小企業を魅力ある職場としていくことが重要であります。

このため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置についての労働大臣及び通商産業大臣による指針の作成、雇用管理の改善に関する事業を行う中小企業組合等に対する助成、援助などを内容とする法律案を今国会に提出しております。

また、人手不足に対応するためには、中小企業労働者の職業能力の開発、向上が重要であり、中小企業の人材育成対策を積極的に推進してまいります。

さらに、最近の雇用失業情勢の全般的な改善の中にあつて、総量としての雇用機会不足は解消したものの、望ましい雇用機会が乏しい等の理由から若年者を中心とする労働力が流出している地域が見られるところであります。

こうした地域において、その発展を担うべき人材の確保、育成、定住を促進するため、雇用環境整備地域を新設し、当該地域における魅力ある雇用機会を開発するモデル的な取り組みに対する助成及び援助、雇用促進事業団の行う施設等の設置に関する特別の配慮などを内容とする法律案を今国会に提出しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第二は、女性が働きやすい環境の整備であります。

今後、労働力供給の伸びの鈍化が見込まれ、さらに減少に転ずることも懸念される中で、女性が働きやすい環境を整備することが我が国経済社会の活力ある発展を維持していくためにも重要な課題となっております。

特に、子供を育てながら働く人にとって、その能力と経験を生かしつつ職業生活と家庭生活との調和を図ることができるよう働きやすい環境づくりを進めることが重要であります。

育児休業制度については、参議院社会労働委員会育児休業制度検討小委員会の結論等も踏まえ、その確立に向けての法的整備のあり方について、現在、婦人少年問題審議会で精力的に検討を行っているところであります。同審議会での新たな立法を行うべきであるとの結論が得られれば、法案の今国会提出に向け鋭意作業を行うことといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

また、男女の均等な機会及び待遇の確保対策、総合的なパートタイム労働対策を推進してまいります。

第三は、労働時間の短縮や勤労者福祉対策の総合的推進であります。

労働時間短縮は、真に豊かでゆとりある勤労者生活を実現する上でぜひとも達成しなければならぬ国民的課題であります。

このため、法定労働時間を本年四月より現行の週四十六時間から週四十四時間に短縮することとしたところでありますが、今後とも、経済計画等で示されている週四十時間労働制、年間総労働時間一千八百時間程度という目標の実現に向け、労働時間の短縮に全力を傾注してまいります。

また、勤労者の福祉の向上のために総合的な勤労者福祉対策に取り組んでまいります。

特に、勤労者財産形成促進制度につきましては、最近における勤労者の持ち家取得の困難化、高齢化の進展、教育費用の高額化等の社会経済情勢の

変化に対応し、勤労者の財産形成を一層促進するため一般財形貯蓄の契約締結の年齢要件の撤廃、勤労者財産形成給付金、基金契約の受益者等となる勤労者要件の緩和、財形進学融資の財形教育融資への拡充、勤労者に貸し付ける住宅に係る融資制度の新設等を内容とする法律案を今国会に提出しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

第四は、高齢化社会の到来に対応した高年齢者のための対策であります。

我が国においては、諸外国に例を見ない速度で高齢化が進展していますが、高齢化社会のもとで経済社会の活力を維持していくためには、高年齢者の雇用の場が確保され、高年齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験を発揮できることが必要であります。

このため、六十歳定年の完全定着と六十五歳までの継続雇用の推進、高年齢者の早期再就職の促進、生涯にわたる職業能力開発などを一層積極的に推進してまいります。

第五は、勤労者の安全、健康確保対策と労災補償対策であります。

心身ともに健康で安全な勤労者生活を実現することは、勤労者のみならずその御家族にとつて最も大切なことであり、死亡災害を初めとする労働災害撲滅のための対策、心身両面にわたる総合的な健康保持増進対策を強力に推進してまいります。

また、不幸にして労働災害をこうむられた勤労者やその御家族に対しては、必要な保険給付を迅速かつ適正に行う等の措置を講ずることとしております。

このような労働行政の展開に加え、国連障害者の十年の終期である平成四年を間近に控え、障害者の働く場を広げること、全力を尽くしていくこととしていくほか、経済社会の変化に的確、柔軟に対応した職業能力開発対策、外国人労働者問題への適切な対応、外国人研修生受け入れ企業等に対する助言、援助等国際化の進展に対応した労働

行政の展開などの重要課題に的確に対応してまい
る所存であります。さらに、良好な労使関係の維
持発展を図るための環境づくりにも努めてまいり
ます。

以上、当面する労働行政の重点事項について私
の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委
員各位の一層の御理解と御協力を賜りますよう
よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、一般会計及び特別会計予算説
明を申し上げます。

平成三年度一般会計及び特別会計予算のうち労
働省所管分について、その概要を御説明申し上げ
ます。

労働省の一般会計の歳出予算額は四千八百六十
九億三千五百万円、これを前年度当初予算額四
千八百六十八億九千万円と比較いたしますと四千
五百万円の増額となっております。

次に、労働保険特別会計について御説明申し上げ
ます。

この会計は、労働勘定、雇用勘定及び徴収勘定
に区分されておりますので、各勘定ごとに歳入歳
出予算額を申し上げます。

労働勘定の歳入予算額は二兆三千九百七十三億
九千六百万円で、これを前年度当初予算額二兆二
千三百三十三億四千二百万円と比較いたしますと千
八百四十億五千四百万円の増額となっております。

また、歳出予算額は一兆二千八百七十一億六千
七百万円で、これを前年度当初予算額一兆三千百
八十六億九千七百円と比較いたしますと三百十
五億三千万円の減額となっております。

雇用勘定につきましては、歳入予算額は二兆六
千一百一十三億四千四百円で、これを前年度当初予算
額二兆四千三百二十億三千四百万円と比較いたし
ますと千六百九十一億円の増額となっております。

また、歳出予算額は二兆二千四百四十三億二千
二百万円で、これを前年度当初予算額二兆二千四
百五十九億六千二百万円と比較いたしますと十六

億四千万円の減額となっております。

徴収勘定につきましては、歳入予算額、歳出予
算額とも四兆四百二十四億九千九百万円で、これ
を前年度当初予算額三兆六千七百五十一億三千九
百万円と比較いたしますと三千六百七十三億六千
万円の増額となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネル
ギー対策特別会計の石炭勘定につきましては、当
省所管分の炭鉱職者の援護対策等に必要経費
として百八十六億七千三百万円で、これを前年度
当初予算額二百四億三千八百万円と比較いたしま
すと十七億六千五百万円の減額となっております。

平成三年度の予算につきましては、特に中小企
業を中心とした人手不足感の広がりに対処するた
めの労働力の確保、定着対策や、女性や高齢者の
能力の有効発揮を可能とする環境整備を図るため
の対策等に十分な配慮を行うなど、限られた財源
の中で、各種施策について優先順位の厳しい選択
と、財源の重点配分を行いつつ、きめ細かく、か
つ効率的な実現を図ることとしております。

以下、主要な事項についてその概要を御説明申
し上げるべきではございますが、委員各位のお手
元に資料を配付してございますので、お許しを得
て説明を省略させていただきますと存じます。

何とぞ格別の御協力を賜りますようお願い申し
上げる次第でございます。

○委員長(福岡知之君) 以上で所信及び予算の説
明聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(福岡知之君) この際、伊吹厚生政務次
官並びに松浦労働政務次官から、それぞれ発言を
求められておりますので、順次これを許します。

伊吹厚生政務次官。

○政府委員(伊吹文明君) 昨年末の内閣改造で政
務次官を拝命いたしました伊吹文明でございます。
私たちが日本人は、昭和の時代を働きつめに働き

まして経済大国をつくり上げました。平成の新時
代は、この国の豊かさを国民一人一人が実感でき
る国にし、なおかつ日本が活力を失わずに発展で
きる、そのような時代になければならないと考
えております。このような観点から申しますと、
先ほど厚生大臣が申し上げましたように、厚生省
が所管をいたしております事は年金、医療、福
祉等、まことに重大な課題でございます。

私は、微力ではございますけれども、委員長初
め、委員の先生方の御指導を賜りながら、大臣を
補佐いたしました、懸命の努力をする所存でござ
います。どうぞよろしく御指導を賜りますよう
伏してお願ひ申し上げます。

○委員長(福岡知之君) 次に、松浦労働政務次官。
○政府委員(松浦孝治君) このたび労働政務次官
を拝命いたしました松浦孝治でございます。

ただいまも労働大臣が申しましたように、我が
国の経済社会は、高齢化の進展や女子労働者の増
大、国際化や情報化の急速な進展など大きな構造
変化に直面をいたしておるわけでございます。こ
うした状況に対し、迅速かつ的確に対応できる労
働行政の推進が今強く求められておると考えてお
ります。

もとより微力でございますが、小里大臣のもと、
労働行政推進のために全力を尽くしてまいりたい
と考えておりますので、委員長初め、委員の先生
方の一層の御指導と御鞭撻を賜りますように心か
らお願いを申し上げます。あいさつにかえさせ
ていただきます。どうかよろしくお願ひいたしま
す。(拍手)

○委員長(福岡知之君) 本日はこれにて散会いた
します。

午後零時三十二分散会

(参照)
平成三年度厚生省所管一般会計、特別会計及
び政府関係機関予算についての説明

平成三年度厚生省所管一般会計、特別会計及び
政府関係機関予算の概要についてご説明申し上げ
ます。

平成三年度厚生省所管一般会計予算の総額は、
十二兆一千八百九十九億円であります。これを平
成二年度当初予算額十一兆五千六百五十二億円と
比較いたしますと、六千六百四十七億五・三%の
増加となっております。国の一般会計予算総額に対し、
十七・三%の割合を占めております。

平成三年度一般会計予算につきましては、公債
依存度の引下げを図るため、更に歳出の徹底した
見直し、合理化に取り組むという方針の下に編成
されております。

厚生省予算につきましては、そのような厳しい
財政事情の下にあっても、二十一世紀の本格的な
高齢社会を間近にひかえて、国民誰もが健康で生
きがいを持ち、安心して暮らせるような長寿・福
祉社会の基盤をつくりあげるため、第二次を迎え
る「高齢者保健福祉推進十か年戦略(ゴールド
プラン)」の着実な展開を図るとともに、老人保健
制度の見直し等を盛り込んでおります。

また、児童手当制度の見直し等次代を担う子ど
もが健やかに生まれ育つための環境づくりを推進
するとともに、廃棄物処理対策、看護職員確保対
策や救急医療体制の充実強化など緊急を要する行
政課題に対処する諸施策についても必要な予算を
確保したところであります。

この機会に委員各位のご支援に対し衷心より感
謝申し上げます。

以下、平成三年度厚生省予算における主要施策
につきご説明申し上げます。

第一に、高齢化社会をすべての国民が安心して
老後を送ることができるように「高齢者保健福祉
推進十か年戦略」に基づき、ホームヘルプサビ
ス事業、デイサービス事業等のいわゆる在宅三本
柱や特別養護老人ホーム、老人保健施設等の高齢
者のための施設の整備について大幅な拡充を図る
ほか、寝たきり老人の問題について、新たに、都道
府県に「寝たきりゼロ推進本部」を設置し普及啓

発に努めるなど高齢者の保健福祉施策の強力な推進を図ることとしております。

また、在宅福祉サービスについては、市町村における普及定着及び利用促進を図るための在宅福祉サービス推進事業を創設するとともに、ホームヘルパーについて、高齢者の多様なニーズに応じた適切なサービスを提供していくためのチーム方式を導入することとしております。

さらに、十ヶ年戦略を着実に展開していくためには、これを担う福祉マンパワー対策を強力に推進する必要があるため、福祉マンパワーの登録、あつせん等を行う福祉人材情報センターを都道府県に設置するなど新たな事業を実施することとしております。

このほか、痴呆性老人対策、長寿科学総合研究等の大幅な拡充を図ることとしております。

第二に、老人保健制度につきましては、介護体制の充実を図るため、老人訪問看護制度の創設等を行うとともに、老人保健制度の長期的安定を目指す観点から、介護に着手した公費負担割合の引上げ、必要な受診を抑制しない程度の患者の一部負担の見直し等を内容とする制度改正を行うこととしております。

第三に、児童福祉対策について申し上げます。児童手当制度につきましては、今後の我が国を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりの重要な柱として、世代間の助け合いや育児支援の強化という観点から、第一子への対象拡大、手当額の倍増、三歳未満への給付の重点化等を内容とする制度改正を行うこととしております。

また、地域における児童健全育成の拠点の整備や放課後児童対策の充実を図るなど児童健全育成対策を推進するとともに、就労形態の多様化に対応し、乳児保育、一時的保育などの充実を図るほか、新たに、夜十時頃までの長時間保育サービスを実施するなどきめ細かな保育サービスを実施することとしております。

第四に、生活環境対策につきましては、増大かつ多様化する廃棄物の処理に対応するため、平成

三年度を初年度とする「第七次廃棄物処理施設整備計画」を策定し、ごみ処理施設、最終処分場、合併処理浄化槽等の計画的整備を推進するとともに、廃棄物の減量化、再生利用の促進、廃棄物処理施設の整備の促進、廃棄物処理に係る規制の強化等を内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の抜本的な改正を行うこととしております。また、水道施設につきましても、「安全でおいしい水」を安定して供給するため、引き続き所要の施設の整備を推進することとしております。

第五に、医療供給体制の整備につきましても、看護職員の確保対策について、養成力の拡充、再就業の促進、離職の防止のための事業等を強力に推進するとともに、看護に対する国民の理解を深めるため「看護の日」を制定することとしております。また、救急医療体制の整備につきましても、救急現場、搬送途上における医療の充実を図るため、新たに、医療機関と救急車の間のホットラインシステム等の活用による救急現場医療確保事業等を推進することとしております。

健康づくり対策につきましても、健康のための運動普及事業の推進を図り、特定疾病対策につきましても、骨髄ドナーバンク事業を創設するなどこれらの施策の推進を図ることとしております。

以上のほか、医療保険及び年金制度の安定、充実を図るほか、障害者福祉対策、食品等の安全対策、安全な医薬品等の確保対策、原爆被爆者対策、WHO等を通じた国際協力などの諸施策の推進を図ることとしております。

次に、平成三年度厚生省所管一般会計予算の概要を主要経費別に説明申し上げます。

第一は、社会保障関係費のうち、生活保護費であります。

生活扶助基準につきましても、国民生活の動向等を勘案し、平成二年度に比し、三・四％引き上げることとしたほか、教育扶助基準等の改善を行うこととし、総額一兆七百四十一億円を計上いたして

おります。

なお、生活保護につきましても、引き続き制度の趣旨に沿って適正な運用を図ってまいります。

第二に、社会福祉費であります。

老人福祉関係では、主要施策で申し上げた在宅三本柱をはじめとする諸施策の推進及び老人保健制度の見直しのほか、明るい長寿社会づくり推進機構、ふるさと21健康長寿のまちづくり事業等の推進を図ることとしております。

心身障害者等の福祉施策につきましても、障害者が家庭や地域社会の中で自立し、社会参加ができるような条件を整備するため、「障害者の明るいくらし」促進事業、在宅障害者デイサービス事業、いわゆる小規模作業所に対する助成事業及び精神薄弱者地域生活援助事業等の拡充を図るほか、身体障害者自立支援事業及び精神薄弱者生活支援事業を新たに実施するとともに、聴覚障害者情報提供施設に対する補助制度を新設することとしております。また、「住みよい福祉のまちづくり」事業、日常生活用具給付等事業、心身障害児通園事業等を拡充強化することとしております。

家庭支援・児童健全育成対策につきましても、家庭と子育てをめぐる国民的議論を展開するため二十一世紀の子どもと家庭フォーラムの開催、父子家庭等児童夜間養護事業（トワイライトステイ）の実施、近年、ますます増加傾向にある不登校児童に対するひきこもり・不登校児童福祉対策モデル事業の実施等総合的な施策を推進することとしております。

保育対策及び母子・寡婦等福祉対策につきましても、一時的保育事業等の特別保育対策の充実や児童扶養手当の引上げを図るほか、乳幼児健全発達支援相談指導事業、母子栄養健康づくり事業を新たに実施するなど市町村における母子保健事業の充実を図ることとしております。

社会福祉施設整備につきましても、「高齢者保健福祉推進十ヶ年戦略」に基づき、所要の施設の整備の促進を図るとともに、待機者の多い重度障

害者施設について緊急に整備をすることとしております。

また、社会福祉施設の運営の改善につきましても、新たに主任寮母制度を創設するほか、職員業務省力化等勤務条件の改善を進めるとともに、生活費の引上げ等入所者の処遇改善、入所定数の増加、施設職員の給与改善等を行うこととしております。

以上のほか、地域における民間社会福祉活動を推進するため、学童・生徒のボランティア活動普及事業、ボランティア事業の拡充のほか、新たに、地域社会のボランティアを活用したふれあいのまちづくり事業（地域福祉総合推進事業）を実施することとし、また、婦人保護事業及び地域改善事業の実施等につきましても所要の措置を講じております。

以上申し上げました社会福祉費の総額は二兆五千九百十五億円であり、

第三は、社会保険費であります。まず、社会保険国庫負担金であります。政府管掌健康保険につきましては、高額療養費の自己負担額の改定を行うとともに、医療費支出の適正化対策を引き続き強力に進めることとして、九千十七億円の国庫補助繰入れ、船員保険につきましても、七十億円の国庫補助繰入れをそれぞれ計上しており、総額一兆六十五億円を計上いたしております。

次に、厚生年金保険国庫負担金につきましては、平成三年四月から二年暦年の消費者物価上昇率に比して年金額の引上げを行うこととして二兆三千七百三十九億円を計上いたしております。

次に、国民年金国庫負担金であります。国民年金につきましても、平成三年四月から厚生年金と同様、拠出制国民年金額及び基礎年金額の引上げを行うこととしております。

また、福祉年金につきましても、同様に平成三年四月から年金額の引上げを行うこととしております。これらの結果、国民年金特別会計への繰入れに必

要な経費として一兆四千九百五十七億円を計上いたしております。

国民健康保険制度につきましては、療養給付費等負担金一兆八千九百十億円、療養給付費等補助金二千六百三十三億円及び財政調整交付金四千六百八億円を計上し、国民健康保険助成費として総額二兆五千七百二十六億円を計上いたしております。

以上のほか、健康保険組合の助成につきましては、運営の安定化対策を講じ、平成三年度に発足する国民年金基金については、その運営に必要な経費を助成することといたしております。さらに、制度改正の内容を盛り込んだ児童手当国庫負担等に要する経費を含め社会保険費の総額は七兆四千九百十二億円であります。

第四は、保健衛生対策費であります。

本格的な高齢社会の到来を間近にひかえて、明るく活力のある長寿社会を築くため、生涯を通じて健康づくりは、ますます重要となっております。このような観点から、運動習慣の普及を重視した健康づくり対策を積極的に推進することといたしております。

また、老人保健事業につきましては、引き続き健康教育、健康相談、機能訓練等の充実を図ることといたしております。

地域保健医療対策につきましては、まず、看護婦等の養成等確保対策につきましまして、養成所運営費・施設整備費補助の拡充、貸費生貸与費の充実、ナースバンク事業の拡充強化を推進するとともに、国立病院・療養所における夜間看護手当等の処遇改善を行うことといたしております。

救急医療対策につきましては、初期、二次及び三次救急医療体制を拡充整備するとともに、救急現場・搬送途上での医療の充実を図る事業を実施することといたしております。

このほか、へき地保健医療対策につきましては、へき地中核病院を中心としたへき地保健医療対策を推進するための諸施策の充実を図ることといたしております。

特定疾病対策につきましては、がん、難病、循環器疾患等に関する研究費の充実、専門医療機関の整備を進めるとともに、引き続き腎移植推進体制の整備、エイズ対策の推進を図ることといたしております。

精神保健対策につきましては、精神障害者の社会復帰対策を充実するため、新たに、精神障害者入所授産施設を整備するなど精神障害者社会復帰施設の体系的整備の促進を図ることといたしております。

食品等の安全対策につきましては、ますます増大する輸入食品の安全性を確保するため、輸入食品・検査検査センター（仮称）を新設するなど検査所の監視体制を充実強化するとともに、化学物質の安全性点検等を実施することといたしております。

原爆被爆者対策につきましては、被爆者の高齢化に対応するため諸手当の大幅な改善を図るとともに、新たに、原爆死没者の慰霊等のための諸事業を行うことといたしております。

以上のほか、保健所の運営費につきましては、その活動の充実を図るために必要な経費を計上したほか、公的病院の助成費、保健・医療施設の整備、血液対策推進費、麻薬・覚せい剤対策費などの経費を計上いたしております。保健衛生対策費の総額は六千七百四十四億円であります。

第五は、恩給関係費のうち、遺族及び留守家族等援護費であります。

戦傷病者戦没者遺族等に対する遺族年金等につきましては、恩給の引上げに準じて額の引上げを行うことといたしております。

また、中国残留孤児等の援護対策につきましましては、帰国孤児等に対する自立支援体制の強化を図るとともに、中国残留婦人等につきましましては、一時帰国援護の円滑化を図るため、滞在費を支給することといたしております。

このほか、昭和五十八年四月二日から平成三年四月一日までの間に、新たに、戦傷病者等の妻となつた者及び昭和五十八年四月一日から昭和六十

一年九月三十日までの間に戦傷病者等が平病死した妻に対し、交付国債による特別給付金の支給を行うことといたしております。これら、遺族及び留守家族等援護費として、総額一千三百三十億円を計上いたしております。

第六は、公共事業関係費のうち、環境衛生施設整備費であります。

水道施設整備費につきましては、簡易水道及び水道水源開発等の整備を引き続き推進するとともに、新たに、緊急時給水拠点確保事業を進めることとして九百三十九億円を計上いたしております。

廃棄物処理施設整備費につきましては、「第七次廃棄物処理施設整備計画」に基づき、所要の施設の整備を大幅に促進するとともに、新たに、地方廃棄物処理センター（仮称）に対する補助制度を創設することとして六百九十四億円を計上いたしております。環境衛生施設整備費の総額は一千六百三十三億円であります。

以上、平成三年度厚生省所管一般会計予算の概要を申し上げます。

次に、平成三年度厚生省所管特別会計予算について申し上げます。

第一に、厚生保険特別会計につきましては、一般会計から三兆四千二十四億円の繰入れを行い、各勘定の歳入・歳出予算を計上いたしております。

第二に、船員保険特別会計につきましては、平成三年度から保険料率を疾病部門のうち職務上は千分の三十六、職務外は千分の八十八、年金部門は千分の三十六と改定することとし、一般会計から七十億円の繰入れを行い、歳入・歳出予算を計上いたしております。

第三に、国立病院特別会計につきましては、一般会計から二千八百八十八億円の繰入れを行い、各勘定の歳入・歳出予算を計上いたしております。

第四に、国民年金特別会計につきましては、一般会計から一兆四千九百五十七億円の繰入れを行い、各勘定の歳入・歳出予算を計上いたしております。

以上、平成三年度厚生省所管特別会計予算について申し上げます。

このほか、政府関係機関として、環境衛生金融公庫の収入・支出予算につきましては、予算書等によりご覧いただきたいと存じます。

何とぞ、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成三年度労働省所管一般会計及び特別会計予算説明要旨

平成三年度一般会計及び特別会計予算のうち労働省所管分について、その概要を御説明申し上げます。

労働省の一般会計の歳出予算額は、四千八百六十九億三千五百四十四円で、これを前年度当初予算額四千八百六十八億九千九百九十四円と比較いたしますと四千五百四十四億円の増額となっております。

次に労働保険特別会計について御説明申し上げます。

この会計は、「労災勘定」、「雇用勘定」及び「徴収勘定」に区分されておりますので、各勘定ごとに歳入・歳出予算額を申し上げます。

労災勘定の歳入予算額は、二兆三千九百七十三億九千六百四十四円で、これを前年度当初予算額二兆二千三百三十三億四千二百四十四円と比較いたしますと千八百四十億五千四百四十四億円の増額となっております。

また、歳出予算額は、一兆二千八百七十一億六千七百四十四円で、これを前年度当初予算額一兆三千八百八十六億九千七百四十四円と比較いたしますと三百十五億三千三百四十四億円の減額となっております。

雇用勘定につきましては、歳入予算額は、二兆六千一百一十三億三千四百四十四円で、これを前年度当初予算額二兆四千三百二十億三千四百四十四円と比較いたしますと千六百九十一億円の増額となっております。

また、歳出予算額は、二兆二千四百四十三億二千二百四十四円で、これを前年度当初予算額二兆二千四百五十九億六千二百四十四円と比較いたしますと十四億四千二百四十四億円の減額となっております。

六億四千万円の減額となっております。

徴収勘定につきましては、歳入予算額、歳出予算額とも四兆四百二十四億九千九百万円で、これを前年度当初予算額三兆六千七百五十一億三千九百万円と比較いたしますと三千六百七十三億六千万円の増額となっております。

最後に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定につきましては、当省所管分の炭鉱離職者の援護対策等に必要経費として百八十六億七千三百百万円で、これを前年度当初予算額二百四億三千八百百万円と比較いたしますと十七億六千五百百万円の減額となっております。

平成三年度の予算につきましては、特に、中小企業を中心とした人手不足感の拡がりに対処するための労働力の確保・定着対策や、女性や高齢者の能力の有効発揮を可能とする環境整備を図るための対策等に十分な配慮を行うなど、限られた財源の中で、各種施策について、優先順位の厳しい選択と、財源の重点配分を行いつつ、きめ細かく、かつ、効率的な実現を図ることとしたしております。

次に、その主要内容について概略御説明申し上げます。

第一は、魅力ある企業づくり、地域づくりによる人材の確保・定着の推進に必要な経費であります。

景気の持続的な拡大にともなう中小企業を中心として人手不足感が拡がっております。特に中小企業は、大企業との間に、労働時間、作業環境、福利厚生等雇用管理全般について格差が存在し、このことが労働力の確保・定着を困難にしている大きな要因となっております。こうした格差を是正し、中小企業で働く人々がその能力を十分に発揮でき、豊かな職場生活を送れるような環境整備を図っていくことが重要な政策課題となっております。

このため、既に中小企業団体に對し実施している中小企業人材確保援助事業を拡充するとともに

に、中小企業団体の構成員たる中小企業者の雇用環境の整備促進に向けての取組みに対する助成等を実施することにより、中小企業を魅力ある職場とし、労働力の確保を図ることとしております。

なお、これらの施策を統一的、体系的に推進するため、「中小企業における労働力の確保のための雇用管理の改善の促進に関する法律案」を今国会に提出したところでございます。

そのほか、中小企業退職金共済制度の円滑な運営を図る等の中小企業勤労者対策についても総合的に推進することとしております。

また、地域の活性化を図り、地域における魅力ある雇用機会を開発していくための政策も併せて取り組む必要があります。

このため、魅力ある雇用機会が不足しており、若年者等を中心に労働力が流出している地域を「雇用環境整備地域」として設定し、その地域において取組む雇用環境整備のためのモデル的事業を援助することにより、地方における魅力ある雇用機会の開発や人材の確保、育成、定住の促進等を図ることとしており、そのための「地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところでございます。

さらに、これら人材確保対策を強力に推進するため、ハローワークガイダンス事業の充実等公共職業安定所の機能強化を図るとともに建設業における技能労働者不足の解消を図るための各種助成措置についても充実することとしております。

これらに要する経費として九百七十五億一千百万円を計上いたしております。

第二は、多様な働き方を可能とする社会の形成のために必要な経費であります。

経済社会の構造変化は、様々なニーズに基づく多様な働き方を受入れる社会への移行を促しております。

特に、女性や高齢者が安心して働き、その能力を十分に発揮することのできる社会システムを構築していくことは、今後の我が国経済社会の活力の維持増進のために必要不可欠となっております。

このため、働く女性が家庭生活と職業生活の調和を図りつつ、その能力と経験を活かせるようにするため、ハローワークによる女性の再就職援助事業の実施等総合的な女子就業援助対策や育児休業制度の確立に向けての普及促進施策を積極的に推進するなどの女子労働者の就業環境の整備を図るとともに、パートタイム労働者の雇用労務管理改善に向けての指導やパートバンクの増設等パートタイム労働対策を総合的に推進することとしております。

また、本格的な高齢化社会の到来を迎え、活力ある経済社会を実現するためには、働く意欲と能力をもった高齢者の知識と経験が有効に発揮されるようにすることが重要であり、特に六十五歳までの継続雇用を中心として雇用就業の場を確保することが重要な政策課題となっております。

このため、高齢者雇用についての国民的コンセンサスの形成を促進しつつ、六十歳定年の完全定着、六十五歳までの継続雇用制度の普及等に努めるとともに、再就職を希望する高齢者の早期再就職の促進のための施策の推進や今後ますます増大する高齢者の臨時・短期的な就業のニーズに適切に対応するためのシルバー人材センターを大幅に拡充することとしております。

さらに、勤労者が経済社会の急速な変化に対応して、その能力を十分に発揮し、安定・充実した職業生活を送れるようにするためには、職業生涯を通じて能力開発が極めて重要であり、将来展望に立ち、社会経済のニーズに的確・柔軟に対応した職業能力開発対策を推進することとしております。

これらに要する経費として二千七百三十億五千八百百万円を計上いたしております。

第三は、ゆとりある豊かな勤労者生活の実現のために必要な経費であります。

豊かな勤労者生活の実現のためには、労働時間の短縮、勤労者の財産形成等勤労者の福祉の向上、労働者の安全と健康の確保等勤労者が安心と充実

感をもつて働くことができるための施策を積極的に展開していく必要があります。

労働時間の短縮につきましては、週四十時間労働制の実現等経済運営五ヶ年計画の目標の達成に向け、これまでも各種の施策を推進してきているところでありますが、本年四月一日からは週四十四時間労働制への移行により週四十時間労働制に向けての第二ステップに入ることを踏まえ、労働時間短縮等の援助を必要とする中小企業の集団を対象とした援助事業等を実施するとともに、主要産業分野の業界団体による労働時間短縮に向けた活動の促進や連続休暇の普及・拡大のための指導援助の実施、所定外労働時間短縮対策の強化等により、労働時間の短縮を更に推進させることとしております。

また、勤労者財産形成制度につきましては、大都市圏における勤労者の持家取得の困難化、高齢化の進展に伴う退職後の生活資金ニーズの多様化、教育資金の高額化等の社会経済情勢や勤労者ニーズの変化に対応した制度の改善を図ることとしており、そのための「勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところでございます。

さらに、労働者の安全と健康の確保対策につきましては、昨年、死亡災害の増加が深刻な問題となったところであり、死亡災害の中で大きな比重を占める建設業における安全対策を推進するとともに、大企業に比べて災害発生率の高い中小企業の安全衛生水準の向上を図ってまいります。

また、労働者の健康確保問題は、社会的にも大きな関心が寄せられているため、作業関連疾患等の予防、治療等の総合的な調査研究を進めるとともに、労働者の健康確保を推進するための事業の拡充を図ることとしております。

なお、労災補償対策についても、被災労働者の早期社会復帰対策等を総合的に推進することとしております。

これらに要する経費として一兆一千九億九千六百万円を計上いたしております。

第四は、国際社会への積極的な貢献に必要な経費であります。

我が国の国際的地位の向上に伴い、労働分野においても国際社会に対する積極的な貢献が求められております。

このため、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力や国際交流を積極的に展開することとしております。特に、開発途上国への技術移転を積極的に推進する見地から、外国人研修生の受入事業の拡充を図るとともに、外国人研修の適正かつ効果的な実施を確保するための指導・援助事業を実施することとしております。

また、東欧諸国の変革等最近の国際情勢をふまえ、ILOを通じて技術協力の東欧への拡大等、東欧諸国に対する国際協力を推進することとしております。

さらに、外国人労働者問題につきましては、事業主指導を中心とした外国人雇用対策を的確に推進するとともに、最近、特に増加している日系二世等に係る相談体制の充実等に努めることとしております。

これらに要する経費として百二十三億五百万円を計上いたしております。

第五は、障害者雇用対策等の推進に必要な経費であります。

障害者の方々の社会参加の促進を図るため、雇用対策について、一層その推進を図る必要があります。

このため、身体障害者雇用率達成指導の強化、職業リハビリテーション体制の強化等とともに、新たに、重度視覚障害者の雇用促進を図るためのプロジェクト事業を実施することとしております。

このほか、特別の配慮を必要とする人々に対する職業生活援助等対策は、これを推進することとしております。

なお、失業対策事業制度につきましては、今後五年間において紹介対象者数等の最大限の減少を図り、平成七年度をもって事業を終息させること

としております。

これらに要する経費として一兆五千三百十二億八千五百万円を計上いたしております。

第六は、行政推進体制の整備等に必要経費であります。

我が国が内外の厳しい環境の下で今後とも発展、繁栄していくためには、良好な労使関係を維持していくことが不可欠であります。

このため、産業労働懇話会等の労使の対話の場を活用することなどにより、労使の相互理解と信頼を強化するための環境づくりを推進することとしております。

また、今後の経済社会の変化に伴う行政需要に的確に対応するための行政体制等の整備を図るとともに、中長期的な労働政策の在り方を検討する等、総合的な労働政策の推進を図るために必要な経費及び一般行政事務等に必要経費を計上いたしております。

以上、平成三年度労働省所管一般会計及び特別会計の予算について概略御説明申し上げます。何とぞ、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第二号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第四号）（第五号）（第六号）（第七号）

一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第八号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第九号）

一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第一号）

一、国民年金保険料免除特別制度の創設に関する請願（第一四号）

一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第一七号）（第一八号）（第一九号）

一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第二号）（第二二号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第二四号）（第二五号）（第二七号）（第二八号）（第二九号）（第三〇号）

一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第三号）（第三三号）（第三五号）（第三八号）（第四〇号）（第四四号）（第四五号）（第五〇号）（第五四号）（第五五号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第五八号）（第六〇号）（第六一号）（第六二号）（第六五号）（第六六号）（第六七号）（第六八号）（第七〇号）

一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第八四号）（第八九号）（第九〇号）（第九三号）（第九四号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第一〇七号）

第二号 平成二年十二月十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字宇島二二六 千 布孝男 外五千三百三十六名

紹介議員 安永 英雄君

広島、長崎に史上初めて原爆が落とされてから、今年で四十五周年を迎えた。そして今なお三十六万人もの被爆者が、体、心、暮らしの全面にわたる苦しみにさらされ続けている。現在、「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」、「原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律」によって被爆者への医療や手当等の施策が講じられている。しかし、これらの施策は、「国を挙げての戦争による一般の犠牲」としてすべての国民が等しく受忍しなければならぬ」という考え方を基本としているため、この現行の二法によつては、所得の程度や疾病の種類によつて制限が設けられていたり、死没者への補償が行われていないなど、社会保障の域を出ていないものになっている。今、私たちの平和への切実な願いとは裏腹に、地球上に存在する核兵器は五万発とも六万発とも言われ、人類の生

存を大きく脅かしている。このような「核兵器の時代」において、国民が今後とも平和のうちに暮らしていくために今必要なことは、国家補償の「原爆被害者援護法」を制定し、そのことを通じて「再び被爆者をつくらぬ」という願いを国を挙げて誓い合うことである。ついで、世界で唯一の戦争被爆国である日本の平和への願いのあかしとして、被爆四十周年に当たる今年、次の事項を内容とする原爆被害者援護法を制定されたい。

一、再び被爆者をつくらぬとの決意を込め、原爆被害者に対する国家補償を行うことを趣旨とする。

二、原爆死没者の遺族に弔慰金と遺族年金を支給すること。

三、被爆者の健康管理・治療・療養をすべて国の責任で行うこと。

四、被爆者全員に被爆者年金を支給すること。障害を持つ者には加算すること。

第四号 平成二年十二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 吉田公子 外一万三千三百四名

紹介議員 仲川 幸男君

乳幼児が健全に成長する上で、必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図りたい。

一、保育所制度を充実強化すること。

二、措置費を改善すること。

1 一般生活費を増額すること。

2 人件費を増額すること。

3 管理費を増額すること。

四、地域保育センター活動事業を充実すること。

四、特別保育対策を充実すること。

1 乳児保育を充実すること。

2 延長保育を充実すること。

3 障害児保育を充実すること。

4 夜間保育を充実すること。

- 五、事務職員を常勤化すること。
六、保育所職員の人材確保対策を行うこと。
七、保育料を軽減すること。
八、社会福祉施設整備制度を改善すること。

第五号 平成二年十二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

緑川久雄 外八百三十二名

紹介議員 熊谷太郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六号 平成二年十二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

永徳公明 外一万三百七十名

紹介議員 後藤 正夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七号 平成二年十二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 山口市大手町九ノ六山口県福祉会館内財団法人山口県保育協会会長

川越証真 外三千五百八十二名

紹介議員 二本 秀夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八号 平成二年十二月十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 札幌市中央区大通西一九ノ一

札幌市社会福祉総合センター内社団法人札幌市私立保育所連合会

長 岩井誠 外一万五千二百八十名

紹介議員 岩本 政光君

一、児童処遇の改善と保育需要への積極的対応を行うこと。

二、保育者の人材確保のため、職員の処遇を改善すること。

- 三、保育料保護者負担を軽減すること。
四、定員未充足に対する事務費を補てんすること。
五、施設整備を充実させること。

理由

(一)出生率減少による様々なゆがみが予想され、高齢化社会を迎える二十一世紀に不安を残している。保育所が子育てに関する専門的知識・機能を十分生かし、働く両親に不安なく子供が産めるよう手助けするため、乳児保育、延長・夜間保育、障害児保育、一時保育の拡充・改善と入所児童への処遇の改善をすべきである。(二)人格形成に一番大切な乳幼児の時期の保育を任せるためには、優れた人材を確保する必要がある。そのためには、勤務時間の短縮は不可欠の条件であり、また、給与面の改善、福利厚生の実施を図るべきである。(三)保育所へ子供を預ける若い世帯にとって、現在の保育料が大きな負担となっている。このほかにも世帯合算方式のため両親の収入に加え、同居の親、兄弟等の収入も計算の基礎となっており、これも大きな負担をもたらしている。また、多子入所世帯の保育料も大きなものがある。保育所へ安心して入所できるようこれらの問題を改善し、保護者負担を軽減すべきである。(四)保育所が真の児童福祉施設として機能するためには、何時でも入所の希望にこたえる必要があるが、現在は年度途中の職員採用は大変困難になってきており、優れた保育者を確保するためには年度当初から職員を確保することが必要となっている。したがって、定員未充足に対する事務費を補てんすべきである。(五)二十年を超える施設の老朽化が目立ってきており、安全な保育のため施設整備の必要が出てきているが、昨今の建築単価の上昇と現行基準に大きな開きが出てきている。補助単価の改善及び予算の確保をすべきである。

第九号 平成二年十二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

寺尾フミエ 外二千八百四名

紹介議員 藤田 雄山君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県稲沢市長野三ノ二ノ五二

三輪さん 外九名

紹介議員 久保田真苗君

一、一般民間の空襲による戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等に対する戦時災害援護法を早急に制定すること。
二、一般民間の戦災犠牲者、傷害者、死者遺族等の全国的調査を国の責任において実施すること。

理由

さきの大戦の際、軍人軍属、準軍属だけでなく多数の国民が空襲その他の戦時災害により、傷害を受け、又は死亡したが、戦後四十有余年、これらの戦争犠牲者とその遺族に対しては、何らの援護も行われていない。よって、国会が国家補償の精神に基づき、右の者を対象とする戦時災害援護法を早急に制定し、旧軍人、家族等に対するのと同様の援護を与えるべきである。

第十四号 平成二年十二月十一日受理

国民年金保険料免除特別制度の創設に関する請願

請願者 栃木県小山市城東六ノ二八ノ三二

篠崎知久 外百三十六名

紹介議員 西川 潔君

平成元年末に成立した国民年金法等の一部を改正する法律によって、二十歳以上の学生、院生も、平成三年四月から国民年金に「強制加入」しなければならなくなった。これによって学生、院生は、年額十萬五千六百円(月額八千八百円)の保険料を支払わなければならないことになっている。大学、院生は現在、消費税と学費値上げという二重の経済的負担に苦しめられており、このような状況の中、年額十萬五千六百円の保険料支払は、大学生の生活に大きな打撃を与える。国民年金法等の一部を改正する法律案の採決に当たっても、このことに対する配慮として、「学生の国民年金の適用については、保険料負担が過大なものとならないよう保険料免除基準につき、適切な配慮を行う」旨の附帯決議がなされた。現在、この附帯決議に基づいて、厚生省内部で免除基準の検討が進められているが、私たちは、これに大きな懸念を抱いている。厚生省は、国民年金法等の一部を改正する法律案が国会に提出された当初から、「経済的に苦しい人には「申請免除」が適用される」としていたが、現在もあるこの「申請免除制度」下で、実際に免除が受けられる場合はごく少なく、また昭和六十二年の免除件数は昭和五十九年度の五十八%と、近年特に「免除切捨て」が行われている。さらに厚生省側は、「強制加入」実施まで六箇月を切った現在に至っても、免除制度の概要すら公表しようとしていない。そのため、私たちは、自ら「国民年金保険料免除特別制度」を提唱し、このような制度を創設するよう厚生省等に働きかけている。この「国民年金保険料免除特別制度」は、(一)申請によって、原則として希望するすべての大学生、大学院生に対し、在学中の保険料納入を事実的に「猶予」する措置を採ること。(二)猶予された保険料は、勤労期間中に「追納付」すること。(三)保険料納入を猶予されている在学中の期間については、障害基礎年金の受給権を保障し、同時にこの期間を老齢基礎年金の受給資格算出年数に加算すること。(四)就職後に在学中の保険料を「追納付」する場合、その保険料額は、「追納付」時点の保険料額ではなく、かつて納入を猶予された保険料額を基礎として算定すること、の四つを柱とするものである。このような制度であれば、同世代の人々との「不公平」も生じないし、任意加入期間の国民年金未加入による障害年金受給資格逸失も生じない。また、年金財政に大きな影響を及ぼさないばかりか、経済的理由による年金保険料の未払・滞納も生じなくなり、年金行政

を円滑に進めることにも大いに役立つ。ついでに、大学院生の経済的負担の軽減のためにも、また年金制度そのものの効率的運営のためにも、次の事項について実現を図られたい。

一、学生・院生の年金権を保障するため、「国民年金保険料免除特別制度」を制定すること。

第一七号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市天白区福池一ノ一七八

馬場敏子 外九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市千種区計谷町三九 杉山

朗 外十七名

紹介議員 今泉 隆雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区計谷町三九第三汁

谷莊三〇一 杉山千佐子 外十一

名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇二

西垣安之 外六十八十六名

紹介議員 高井 和伸君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二一号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市天白区大根町三二六六根

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市天白区天白町大字八事字

山田二四ノ八 奥山幸子 外二十

一名

紹介議員 井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願(三通)

請願者 福岡市中央区大手門二ノ五ノ一五

蒲池孝子 外一万二千五百七十一

名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二五号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 新潟市東中通一番町八六 広瀬勝

昭 外八千九百十四名

紹介議員 木暮 山人君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二七号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇二

渡辺宏 外九千五百九十四名

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二八号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇二

加来了栄 外八千二百名

紹介議員 本村 和喜君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二九号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池新町一ノ七 吉尾藤

逸 外八千七百四十七名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇号 平成二年十二月十一日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三〇二

吉原栄一 外二千八十六名

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三一号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 福岡市南区中尾一ノ三五ノ二六

多田哲雄 外十名

紹介議員 古川 太三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(六通)

請願者 名古屋市北区志賀町二ノ三五 安

藤登喜子 外六十五名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五号 平成二年十二月十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区赤坂町六ノ五 川

本つた子 外二十一名

紹介議員 池田 治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三八号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四〇号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県流山市東初石三ノ一〇七

簡井幸子 外十名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四四号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 福岡市南区塩原四ノ五ノ四五 三

瀬博文 外十九名

紹介議員 喜屋武真榮君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町猪子石猪々

道九六 伊藤徳夫 外三十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五〇号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区豊年町一八ノ二〇

法月とり 外十名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五一号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市熱田区千年二ノ一〇ノ一

五 稲垣正夫 外九名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四号 平成二年十二月十二日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 福岡市南区塩原四ノ五ノ四六三

紹介議員 磯村 修君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五五号 平成二年十二月十二日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 福岡市南区中尾一ノ三五ノ二六

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五八号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願(三三三)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六〇号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六一号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨半木町一ノ六

伊藤義明 外千五百二十九名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六五号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願(五通)

請願者 佐賀市鬼丸町七ノ一八 藤谷成微

紹介議員 陣内 孝雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六六号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 野村 五男君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六七号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六八号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 広島県竹原市忠海町三ノ四、九六

紹介議員 宮澤 弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七〇号 平成二年十二月十二日受理

保育所制度の充実に関する請願(五通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 青木 幹雄君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八〇号 平成二年十二月十三日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐屋町大字稲葉字本

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第八四号 平成二年十二月十三日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市南浅田二ノ三ノ三

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九〇号 平成二年十二月十三日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区呼続二ノ五ノ一九

紹介議員 新坂 一雄君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九三号 平成二年十二月十三日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区軍水町一ノ八〇ノ

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第九四号 平成二年十二月十三日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区小幡四ノ二ノ二

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一〇七号 平成二年十二月十三日受理

保育所制度の充実に関する請願(十通)

請願者 長野市若里一、五七〇ノ一 白鳥

祐祥 外一万六千二百四十一名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第一〇号)(第一一一号)(第一一九号)(第一二二

号)

一、国民年金保険料免除特別制度の創設に関する請願(第一二三号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第一二五号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一二九

号)(第一三〇号)(第一三五号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第一

五二二号)(第一五八号)(第一五九号)(第一六二

号)(第一六五号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第二〇〇

号)(第二〇三三)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二

〇六号)

一、自治体のごみ焼却施設から出るダイオキシ

ンの濃度測定に関する請願(第二〇七号)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二

〇九号)

一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関す

る請願(第二一〇号)

一、保育の充実に関する請願(第二二八号)

一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第二

三三三)

一、戦時災害援護法の制定に関する請願(第二

四〇号)(第二四三三)(第二四六六)

一、保育所制度の充実に関する請願(第二五一

号)

一、保育の充実に関する請願(第二六〇号)(第

二六一号)(第二六二二)(第二六三三)(第二六

四四号)(第二六五五)(第二六六六)(第二六七

号)(第二六八八)(第二六九九)(第二七〇〇)

（第二七一）（第二七二）（第二七三） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第二七五号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第二七六号）（第二七九号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第二八六号） 一、保育所制度の充実に係る請願（第二八八号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第二九一号）（第二九二号） 一、保育所制度の充実に係る請願（第二九三号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第二九七号） 一、保育所制度の充実に係る請願（第二九八号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第三〇一号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第三〇四号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第三〇五号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第三〇六号）（第三〇七号）（第三〇八号）（第三〇九号）（第三一〇号）（第三一一号）（第三一二号）（第三一三）（第三一四号）（第三一五号）（第三一六号） 一、国民年金保険料免除特別制度の創設に関する請願（第三一七号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第三二二号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第三二三号）（第三二四号）（第三二五号）（第三二六号）（第三二七号）（第三二八号）（第三二九号）（第三三〇号）（第三三一）（第三三二）（第三三三） 一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（第三三三） 一、医療の改善に関する請願（第三三四号）	一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第三三五号）（第三三六号）（第三三七号）（第三三九号）（第三九六号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第三九七号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第四〇〇号） 一、育児休業法の早期制定に関する請願（第四〇一） 一、看護婦等の確保対策の充実に係る請願（第四一七号） 一、寝たきり老人等介護家庭に対する支援策の充実に係る請願（第四二八号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第四三〇号）（第四三一）（第四三二）（第四三三）（第四三四号）（第四三七号）（第四三九号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第四四〇号）（第四四一）（第四四二）（第四四三） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第四四五号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第四四六号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第四四八号） 一、育児休業法の早期制定に関する請願（第四四九号） 一、看護婦等の確保対策の充実に係る請願（第四五〇号） 一、寝たきり老人等介護家庭に対する支援策の充実に係る請願（第四六七号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第四七〇号）（第四七一）（第四七二）（第四七三）（第四七四号）（第四七五号）（第四七六号）（第四七七号）（第四七八号）（第四七九号）（第四八〇号）（第四八一）（第四八二）（第四八三）（第四八四号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第四八七号）（第四八九号）	一、保育所制度の充実に係る請願（第四九二号）（第四九三号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第四九四号）（第四九五号）（第四九六号）（第四九七号）（第四九八号） 一、保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願（第四九九号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五〇一） 一、保育所制度の充実に係る請願（第五〇三） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五〇四号）（第五〇五号）（第五〇六号）（第五〇七号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五〇九号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五一〇号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五一二号）（第五一三）（第五一四号）（第五一五号）（第五一六号）（第五一七号）（第五一八号）（第五一九号）（第五二〇号）（第五二一）（第五二二）（第五二三号）（第五二四号）（第五二五号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五二六号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五三〇号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五三二）（第五三三） 一、保育の充実に係る請願（第五三四号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五三五号）（第五三八号） 一、保育所制度の充実に係る請願（第五三九号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五四一） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五四二）	一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五四七号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五四八号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五四九号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五五二） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五五五号） 一、寝たきり老人等介護家庭に対する支援策の充実に係る請願（第五五七号） 一、老人医療の充実に係る請願（第五六二） 一、保育所制度の充実に係る請願（第五六四号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五六五号）（第五六六号） 一、寝たきり老人等介護家庭に対する支援策の充実に係る請願（第五六九号） 一、造血機能障害者対策の充実に係る請願（第五七〇号） 一、白内障手術の人工水晶体使用に対する健康保険適用に関する請願（第五七一） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第五七五号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五七七号）（第五七八号） 一、戦時災害援護法の制定に関する請願（第五八〇号） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第五九二）（第六〇八号）（第六一三） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第六二〇号） 一、保育所制度の充実に係る請願（第六二一） 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第六二八号） 一、保育制度の拡充、改善に関する請願（第六三一）
---	---	---	---

(第七三二号)(第七三四号)(第七三五号)(第七三六号)(第七三八号)

第二三三号 平成二年十二月十四日受理

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇三号 平成二年十二月十七日受理
保育所制度の充実に関する請願(四通)

博 外一万四千四十二名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二〇六号 平成二年十二月十七日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中央区花塚町一ノ二八
鬼頭 鉦二 外十名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二〇七号 平成二年十二月十七日受理
自治体のごみ焼却施設から出るダイオキシンの濃度測定に関する請願

請願者 札幌市中央区北四条西六丁目 藤 枝ひで子
紹介議員 清水 澄子君
全国の自治体などのごみ焼却施設から出る環境汚染物質ダイオキシンの濃度を測定し、その実態を明らかにするよう、地方自治体を指導すること。

理由
ごみ焼却場から出るダイオキシンは、新たな環境汚染物質と言われている。核廃棄物と同様に地球を汚染しており、先天異状の発生率や癌(がん)による死者数の上昇にその影響が既に現れている。早急に実態を調査研究し、対策を講ずべきである。

第二〇九号 平成二年十二月十七日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県海部郡佐織町諏訪字郷浦五
八ノ二 梶浦伸子 外七名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二一〇号 平成二年十二月十八日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

紹介議員 本岡 昭次君
一、保育料保護者負担を軽減すること。
二、児童処遇の改善と特別保育対策の充実を行うこと。
1 保母の受持ち定数等最低基準を改善すること。
2 延長保育・夜間保育を改善すること。
3 障害児保育を拡充すること。
三、保育者の人材確保のため、職員処遇を改善すること。
1 四十時間勤務体制を確立すること。
2 給与の改善及び昇給財源の確保を行うこと。
3 福利厚生を充実させること。
四、定員未充足に対する事務費の確保を行うこと。
理由
(一)保育料が高額なため、入所を辞退し、無認可施設等へ移る事態が起こっている。児童の健全な育成を図るため、保育料を軽減すべきである。
(二)国際的な水準からも、保母の受持ち定数等の最低基準は改善が必要である。また、多様化する保育需要にこたえるため、延長保育・夜間保育、障害児保育等の充実を行うべきである。(三)保育者の人材確保に困難が生じてきている。優れた人材を確保するため、四十時間勤務体制の確立、給与の改善、福利厚生の充実等、職員処遇の改善を行うべきである。(四)保育者を安定的に確保し、随時、保育需要に対応し得るようにするため、定員未充足に対する事務費が確保されるようにすべきである。

第二二八号 平成二年十二月十八日受理
保育の充実に関する請願

請願者 神戸市灘区上野通一ノ二ノ二ノ三
一五 岡田治雄 外千名
紹介議員 乾 晴美君
働く女性は今や全労働者の四割を占め、仕事と子育ての両立を求める女性労働者と国民の保育要求

は切実さを増している。この間、国庫負担率削減など保育の公的保障が後退したことにより、保育料の大幅な値上げ、保育所の入所基準の引締め、民間委託・統廃合、職員の労働強化など様々な問題が引き起こされている。子供たちの健全な発達と働く父母の権利を保障する保育の充実のため、また、その仕事に従事する保育者・職員が健康で働き続けるために、国の保育・教育予算の増額と施策の抜本的改善が急務となっている。保育の公的保障は、「子どもの権利条約」においても明確に位置付けられているように、国際的にも重視されている。出生率の低下が大きく社会問題化している今日、誰もが安心して子供を産み、育て、働き続けられるよう保育の公的保障を拡充することは、極めて重要である。ついては、乳幼児から学童期までの保育制度・施策の確立・充実のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、「子どもの権利条約」の早期批准を行うこと。
二、子供の発達と女性の働く権利を守るために、乳幼児から学童期までの保育の公的体制を確立、拡充すること。
三、保育所などへの国庫負担率を還元・拡充し、自治体の財政負担を軽減すること。
四、保育を必要とするすべての子供が保育所に入所できるようにし、保育料など父母負担を軽減すること。
五、子供の発達を保障できるよう、保母・職員等の配置基準・賃金を大幅に引き上げること。
六、無認可保育所に入っている子供にも、国が助成すること。
七、幼稚園の学級定数を速やかに改善し、就園奨励費の適用を拡大すること。
八、急増するアレルギー児に対し、必要な対策・予算措置を行うこと。

第二三二号 平成二年十二月十八日受理
保育制度の拡充 改善に関する請願(二通)

長谷川徳市 外一万三千二十七名
紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。
第二四〇号 平成二年十二月十九日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中央区吉津三ノ一、〇〇
四市宮松下荘一ノ一一一 松野和子 外十名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四三号 平成二年十二月十九日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県新城市町並二四二ノ五 及部あさみ 外十名
紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二四六号 平成二年十二月十九日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県海部郡大治町大字西条字神田二九 横井繁子 外九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第二五一号 平成二年十二月十九日受理
保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二 小川玉子 外一万三千九百三十三名
紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二六〇号 平成二年十二月二十日受理
保育の充実に関する請願

請願者 岡山県倉敷市生坂一ノ九ノ四 松原智子 外六千八百三十名
紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六一号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 埼玉県春日部市藤塚六四七ノ一六

高野澄子 外六千八百三十名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六二号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 東京都文京区目白台三ノ二六ノ九

ノ五〇二 小池志子 外六千八百三十名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六三号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 北海道上川郡比布町四線一三三

高橋和憲 外六千八百三十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六四号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 兵庫県川西市大和五ノ二二三ノ五

高松潔 外六千八百三十名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六五号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘一ノ四ノE

ノ三ノ五〇八 本間伸子 外六千八百三十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六六号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 静岡県井の宮二二〇 尾崎一夫

外六千八百三十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六七号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 札幌市東区北二十条東一五ノ六

小林博 外六千八百三十名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六八号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 茨城県つくば市並木二ノ二〇ノ

一〇三 山本幸一 外六千八百三十名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二六九号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 岡山市福田三八ノ五 荒嶋初恵

外六千八百二十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二七〇号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 群馬県高崎市沢町二六一 山本

由美子 外六千八百二十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二七一号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 横浜市鶴見区駒岡町五六ノ一 櫻

田友子 外六千八百二十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二七二号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 静岡県清水市梅ヶ谷一八五ノ一

八木芳男 外六千八百二十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二七三号 平成二年十二月二十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字大口二四六ノ四

奥山景得 外六千八百二十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第二七五号 平成二年十二月二十日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市市中川区助光二ノ一、四〇

一助光荘Tノ三ノ一〇一 布目加

代子 外十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二七六号 平成二年十二月二十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 大阪府西淀川区花川一ノ六ノ二

渡嘉敷直豊 外五千九百四十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二七九号 平成二年十二月二十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 沖縄県名護市真喜屋六八二 宮城

幸 外六千四百三十二名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二七八号 平成二年十二月二十日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 静岡県駿東郡小山町生土一 皆

川千代 外九名

紹介議員 前畑 幸子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第二七八号 平成二年十二月二十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 山梨県塩山市上塩後一〇ノ三 安

田五郎 外二万九千五百名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二九一号 平成二年十二月二十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市柿沼九二ノ九 門

倉文子 外三千五百八十六名

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二九二号 平成二年十二月二十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 群馬県群馬郡群馬町金古一、九一

六 佐藤金苗 外七千七百四十六

名

紹介議員 福田 宏一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二九三号 平成二年十二月二十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

稲葉信隆 外一万二千八百六十六

名

紹介議員 鈴木 貞敏君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二九七号 平成二年十二月二十日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 群馬県高崎市上小堀町 上原邦仁
外五千名

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第二九八号 平成二年十二月二十日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三二
平田敦 外四千九十名
中曾根弘文君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三〇一号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 大阪府淀川区加島一ノ二ノ二九
安田信治 外五千九百八十名
沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三〇四号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県習志野市谷津三ノ二九ノ一
四ノ四〇二 島崎政人 外二千名
木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇五号 平成二年十二月二十一日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市緑区桶狭間北三ノ四一九
村上十三子 外九名
星川 保松君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三〇六号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区荒子一ノ二二五
鶴飼亨 外三千七百五十五名
栗森 喬君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇七号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区花塚町一ノ五三
神田祐二 外三千七百五十五名
井上 哲夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇八号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区尾頭橋四ノ八ノ七
松岡敬治 外三千七百五十五名
池田 治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三〇九号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市千代田区八田本町一七
竹美 外七千五百一十一名
晴美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一〇号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区富田町供米田西河
田一、一六二 吉川毅 外三千七
百五十五名
笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一一号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区尾頭橋四ノ七ノ三
鬼頭和美 外三千七百五十五名
新坂 一雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一二号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区中郷三ノ九三 黒
田清治 外三千七百五十四名
高井 和伸君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一三号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区尾頭橋四ノ七ノ一
一 服部憲明 外三千七百五十四
名
中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一四号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区花塚町一ノ五一
永田勝英 外三千七百五十四名
古川太三郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一五号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区尾頭橋四ノ五ノ二
栗田敏裕 外三千七百五十四名
星川 保松君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一六号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市千代田区長良町四ノ九五
荒川忠夫 外三千七百五十四名
山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一七号 平成二年十二月二十一日受理
国民年金保険料免除特別制度の創設に関する請願

請願者 札幌市北区北二十三条西一三丁目
大島雅明 外四百四名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第三一二号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 大阪府旭区大宮二ノ一ノ九 清水
富美子 外五千九百四十七名
峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三一三号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉市小仲台五ノ二ノ一〇ノ二〇
六 宮内哲夫 外八百九十九名
足立 良平君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一四号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 北海道小樽市入舟四ノ一ノ二 米
沢ナカ 外四千九百九十九名
井上 計君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一五号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市大穴南一ノ一五ノ八
根本時男 外四千四百九十九名
勝木 健司君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一六号 平成二年十二月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市高田町二ノ七五二
田村明 外八百九十九名
小西 博行君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三一七号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県香取郡東庄町羽計二、四二

四ノ八〇 北出恭子 外八百九十

九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二八号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 北海道函館市亀田中野町二ノ九八

児玉良二 外四千九百九十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三二九号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県夷隅郡夷隅町国府台一、五

七七ノ六 折居優美子 外八百九

十九名

紹介議員 寺崎昭久君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三〇号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県船橋市小室町二、六一五

岡田茂顕 外八百九十九名

紹介議員 橋本孝一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三一号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 千葉県市川市福栄二ノ二〇ノ七第

五関口ハイッ一〇二 樋川正宏

外八百九十九名

紹介議員 山田 勇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三二号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 横浜市中区中里四ノ四〇ノ一六

小松孝司 外三千八百七十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第三三三号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願

請願者 神戸市兵庫区荒田町二ノ一四ノ一

四 高橋照子 外三千二百六十七

名

紹介議員 片上 公人君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第三三四号 平成二年十二月二十一日受理

医療の改善に関する請願

請願者 兵庫県西宮市近野三ノ七ノ一〇

七 戸田佳子 外三千三百三十四名

紹介議員 片上 公人君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな

国になったと言われている。しかし、日本の医療・

福祉は先進国の中でも大きく立ち後れるなど、そ

の貧しい実態が指摘されている。政府はこうした

状況を早急に改善すべきである。ついでに、国民

医療を改善するため、次の事項について実現を図

一、病気になるっても医療機関を自由に選べるく

なり、受診抑制と医療の営利化を促進すること

にならないよう、医療法の一部を改正する

法律案を慎重に取り扱うこと。

二、老人への医療差別や不当な患者負担の増額

をやめ、すべての患者に行き届いた医療がで

きる診療報酬を保障し、看護婦、ホームヘル

パーなどを大幅に増やすこと。

請願者 東京都新宿区南元町四 園武友

外四千二百十名

紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三六号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 鹿児島市川上町一、五七二 福重

静雄 外五千名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三七号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 徳島市中昭和町一ノ二 若松定義

外一万三千三百十八名

紹介議員 松浦 孝治君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三九号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 東京都三鷹市牛乳四ノ二ノ一

田村知子 外四千二百一十一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三九号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 名古屋市中区笠寺町大門六三 近

藤藤治 外八百九十九名

紹介議員 三治 重信君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第三三九号 平成二年十二月二十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(四通)

請願者 東京都文京区春日二ノ二四ノ一五

ノ九〇二 鶴岡久子 外五千十三

名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四〇〇号 平成二年十二月二十一日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区緑場町二ノ七一 井

上カギ 外十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第四一〇号 平成二年十二月二十一日受理

育児休業法の早期制定に関する請願

請願者 長野県須坂市仁礼二、七三三 田

中英一郎

紹介議員 向山 一人君

近年、女性の職場進出が目覚ましく、我が国の経

済社会の発展に大きく貢献している。このような

状況の中で、女性労働者が就業と育児とを両立さ

せていくためには、育児休業制度の充実が欠かせ

ない。しかしながら、現行制度は、教育職員や看護

婦等一部の女性労働者に限り適用されており、そ

の他の者については、いわゆる男女雇用機会均等

法等により事業主の努力義務が規定されているの

みであることから、育児休業制度の普及率は極め

て低く、多くの女性労働者は、就業と育児を両立

させるため多大の負担を強いられている。ついで

は、女性の働く権利を保障し、労働者家族の福祉

を増進するために、新たな育児休業法を早期に制

定されたい。

第四一七号 平成二年十二月二十一日受理

看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願

請願者 長野県須坂市仁礼二、七三三 田

中英一郎

紹介議員 向山 一人君

近年の著しい医学・医療の進歩による医療の高度

化・専門化や、さらには人口の高齢化の進行等に

伴う新たな看護需要が増加しており、看護婦等の

不足は大きな社会問題となっている。長野県でも

看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

下で、看護婦等の確保に努めているが、厳しい勤務状態

の中で、いまだ不足の状況にある。ついで、魅力ある職業としての定着を図るため、診療報酬体系の改善など早急に看護婦等の確保対策を充実強化されたい。

第四二八号 平成二年十二月二十一日受理
寝たきり老人等介護家庭に対する支援施策の充実強化に関する請願
請願者 長野県須坂市仁礼二、七三三 田中英一郎

紹介議員 向山 一人君

近年、我が国の平均寿命は大幅に伸び、世界有数の長寿国といわれるようになり、本格的な高齢化社会を迎えることになった。このような状況の中で、特に寝たきり老人あるいは痴呆(ほう)性老人等が増加してきているため、「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」に基づく在宅支援施策が講じられつつあるが、いまだ十分とは言えず、介護家庭の経済的、肉体的、精神的負担は計り知れないものがある。ついで、寝たきり老人等を介護する家庭に対し、介護手当制度の創設、税制上の優遇措置の充実及び介護休暇の制度化など実効ある支援施策を講ぜられたい。

第四三〇号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 鹿児島市南林寺町一七ノ一五 向井健一郎 外四千七百八十六名

紹介議員 鎌田 要人君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三二号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 長崎市茂里町三ノ二四 柏木昇 外三万八千七百七十八名

紹介議員 初村浩一郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三三号 平成二年十二月二十一日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 三重県上野市緑ヶ丘西町二、四三三 五ノ一 森下達也 外二万八千二百一十一名

紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三三三号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 愛知県海部郡佐織町大字草平新田 宇南田名一〇草平保育園内社団法人愛知県私立保育園連盟会長 前田忠洋 外一万二千五百四十四名

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三四号 平成二年十二月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区天塚町一ノ二八 西村正義 外二万四千六百八十八名

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三七号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 滋賀県近江八幡市野村町八四六 藤本了法 外五千七百四十名

紹介議員 中村 鋭一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四三九号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願(二通)
請願者 名古屋市南区鶴見通一ノ三ノ二一 黒田優 外八千三百三十六名

紹介議員 井上 計君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四四〇号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 秋田市外旭川字島谷場二〇七上 村忠夫 外百二十五名

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四一号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 滋賀県大津市園山二ノ八ノ一三ノ二 酒井孝子 外千四百九十九名

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四二号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市中区御前町五五六 二里木明 外二千九百九十九名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四三三号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市昭和区広路本町六ノ五一 栗田保 外九百九十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四五号 平成二年十二月二十五日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市中区中沼町二三五ノSノ三ノ一〇三 加藤弘保 外十名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四六号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(三通)
請願者 千葉市小仲台三ノ一四ノ九ノ三〇 三 藤山誠二 外二百九十九名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四四八号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 大阪府此花区西島三ノ二六ノ二一 神谷周道 外五千九百五十名

紹介議員 白浜 一良君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四四九号 平成二年十二月二十五日受理
育児休業法の早期制定に関する請願
請願者 長野県塩尻市機敷二二五ノ一一ノ二 中島昭一

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第四五六号 平成二年十二月二十五日受理
看護婦等の確保対策の充実強化に関する請願
請願者 長野県飯山市飯山三、一三八 森司朗

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四一七号と同じである。

第四六七号 平成二年十二月二十五日受理
寝たきり老人等介護家庭に対する支援施策の充実強化に関する請願
請願者 長野県上田市上田一、一四〇ノ七 小林信一

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第四七〇号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府堺市今池町五丁三ノ一九 竹川弘一 外三千二百二十六名

紹介議員 中野 鉄造君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七一号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 和歌山市西庄七六ノ一〇 富田康

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七二号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 京都府福知山市内記六ノ九〇 大

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七三号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府寝屋川市堀溝三ノ一一ノ六

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七四号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 和歌山市狐島六一ノ二一 前野

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七五号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 京都府綾部市井倉町一四 上柿良

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七七号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 京都府宇治市小倉町西浦九ノ七

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七八号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 和歌山市木ノ本一、四九六ノ四〇

紹介議員 湯川由貴 外六千四百四十四名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四七九号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府守口市寺方本通三ノ二〇

紹介議員 大谷修一 外六千四百四十四名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八〇号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府大東市南楠の里町一ノ二

紹介議員 池田真味 外六千四百四十三名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 大阪府東大阪市森河内本通り三ノ

紹介議員 四 松田直子 外六千四百四十三名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八三三号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄福角三六ノ九

紹介議員 服部全子 外六千四百四十三名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八四号 平成二年十二月二十五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市宮之阪四ノ八ノ一

紹介議員 石川紀子 外六千四百四十三名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第四八七号 平成二年十二月二十五日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 福岡県甘木市大字一木四二ノ一

紹介議員 窪山強一 外九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第四八九号 平成二年十二月二十五日受理

戦時災害援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県一宮市高畑町三ノ六 丸井

紹介議員 キミエ 外九名

第四九三三号 平成二年十二月二十五日受理

保育所制度の充実に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二

紹介議員 佐藤信治 外一万七千七百五十五名

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四九四号 平成二年十二月二十五日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 名古屋市中区高針二ノ一、八〇

紹介議員 一 田辺文石 外七千七百三十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九五号 平成二年十二月二十五日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願(二通)

請願者 島根県出雲市荒茅町一、三四〇

紹介議員 川上泰徳 外八千二百十二名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九六号 平成二年十二月二十五日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市江木町九一四ノ一〇

紹介議員 市川真由美 外六千三百八十二名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九七号 平成二年十二月二十五日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

紹介議員 塩見正俊 外五千二百二十二名
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第四九十九号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充と私立保育園の振興に関する請願
請願者 神戸市垂水区西舞子四ノ二〇ノ一
二 藤本典彦 外三千二百四十六名

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第二一〇号と同じである。

第五〇一号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願(四通)
請願者 岐阜県可児市下恵土二、八三八
酒向泰岳 外二万五千八百五十四名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五〇三号 平成二年十二月二十五日受理
保育所制度の充実に関する請願
請願者 愛知県知多郡阿久比町宮津宮本二
一 阪笠彰雄 外一万五千三百二十名

紹介議員 吉川 博君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五〇四号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都板橋区高島平二八ノ七
川崎洋 外四千二百四名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五〇五号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都墨田区押上二ノ二〇ノ三〇
ノ三〇一 倉田堅吾 外四千二百

九名
紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五〇六号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願(五通)
請願者 福岡県宗像市三郎九五五九ノ二
真武雅子 外二万六千四百六十六名

紹介議員 合馬 敬君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五〇七号 平成二年十二月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市山下九三ノ一
奥豊博 外四千九百九十九名

紹介議員 尾辻 秀久君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五〇九号 平成二年十二月二十五日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 宮城県気仙沼市字松崎壹一〇二ノ
二四 畠山巖 外十三名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一一〇号と同じである。

第五一〇号 平成二年十二月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市天白区井口一ノ七〇九ノ
三〇二 水間茂樹 外一万九千九百

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第五一二号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都葛飾区高砂七ノ二四ノ二八
宇佐美省三 外二百七十八名

紹介議員 諫山 博君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一三三号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都東村山市富士見町一ノ二ノ
四〇ノ二二ノ一〇四 小山忠勇
外二百七十八名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一四号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都小平市小川東町四ノ三ノ二
ノ九一七 新田史郎 外二百七十

八名
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一五号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都目黒区上目黒三ノ三七ノ三
三 加藤はな 外二百七十八名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一六号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都荒川区南千住六ノ二六ノ九
塩田愛子 外二百七十八名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一七号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都東大和市奈良橋五ノ七九五
ノ一コーポハイブリッジ二二一
相川浩明 外二百七十八名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一八号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都青梅市野上町二ノ五ノ一四
笹木道子 外二百七十八名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五一九号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 茨城県新治郡八郷町宇治金三三七
真家鎌作 外二百七十八名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二〇号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都板橋区大谷口北町一五ノ七
鈴木加代子 外二百七十八名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二二号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 東京都中野区白鷺二ノ一三ノ一四
サンハイツ白鷺Aノ二〇三 山田

幸子 外二百七十八名
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二二二号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 横浜市長区竹山三、二二〇ノ一、
〇二三 遠藤広子 外二百七十八

名
紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二三三号 平成二年十二月二十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境一ノ八ノ一五

紹介議員 伊賀五十次 外二百七十八名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二四号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 滋賀県長浜市神照町八一八ノ四

紹介議員 小川繁夫 外千七百七十九名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五二五号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 埼玉県草加市青柳町四、二六三ノ七

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二六号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 名古屋市中区植田南三ノ二〇二

紹介議員 村恭明 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五二七号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 名古屋市中区植田南三ノ二〇二

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二八号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 名古屋市中区植田南三ノ二〇二

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五二九号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 名古屋市中区植田南三ノ二〇二

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三〇号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 名古屋市中区植田南三ノ二〇二

紹介議員 吉岡 春子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三一号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 滋賀県大津市北大路二ノ三ノ三二

紹介議員 中野和彦 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五三二号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 滋賀県大津市北大路二ノ三ノ三二

紹介議員 中野和彦 外九百九十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

紹介議員 及川 順郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五三三号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 滋賀県長浜市神照町八一八ノ四

紹介議員 小川繁夫 外千七百七十九名

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五三四号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 静岡市用宗一ノ二ノ三二 青野

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五三五号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 鳥取県倉吉市田谷町二九ノ三

紹介議員 山根憲三 外一万四千五百名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三六号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 鳥取県倉吉市田谷町二九ノ三

紹介議員 山根憲三 外一万四千五百名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三七号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 鳥取県倉吉市田谷町二九ノ三

紹介議員 山根憲三 外一万四千五百名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三八号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 鳥取県倉吉市田谷町二九ノ三

紹介議員 山根憲三 外一万四千五百名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五三九号 平成二年十二月二十六日受理

請願者 宮崎県原町二ノ二二 松本和男

紹介議員 上杉 光弘君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五四〇号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県一宮市真清田二ノ八ノ二〇

紹介議員 山口静子 外九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四一号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県一宮市真清田二ノ八ノ二〇

紹介議員 山口静子 外九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四二号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 滋賀県大津市朝日町三ノ一六四

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

紹介議員 深谷幸枝 外六十九名

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五四五号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五四六号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五四七号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五四八号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五四九号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五五〇号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四三

紹介議員 松尾龍一 外六千七百四十名

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五五一号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県大府市朝日町三ノ一六四

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五二号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県大府市朝日町三ノ一六四

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五三号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県大府市朝日町三ノ一六四

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五五四号 平成二年十二月二十七日受理

請願者 愛知県大府市朝日町三ノ一六四

紹介議員 猪熊 重二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
玉城雄幸 外二千九百七十四名
紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五六五号 平成二年十二月二十七日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 沖縄県那覇市古島七〇ノ一 三木
元子 外六千二百三十名
紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五六六号 平成二年十二月二十七日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 横浜市泉区中田町四二六ノ五 川
島正男 外四千二百四十四名
紹介議員 石渡 清元君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五六九号 平成二年十二月二十七日受理
寝たきり老人等介護家庭に対する支援施策の充実
強化に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 替田勝
弥
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

第五七〇号 平成二年十二月二十七日受理
造血機能障害者対策の充実に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 替田勝
弥
紹介議員 吉川 芳男君
この請願の趣旨は、第四二八号と同じである。

紹介議員 吉川 芳男君
現在、白血病、再生不良性貧血等の造血機能障害
者の根治治療として、健康な人の骨髓細胞を移植
する方法が非常に有効とされている。しかしなが
ら、骨髓移植には提供者と患者の白血球の型が一
致しなければならず、適合率は兄弟姉妹で四人に
一人、一般の場合では数百人から数万人に一人と
極めて低く、患者が適合者を確保することが非常

に困難な状況にあり、一刻も早い公的な骨髓提供
者登録制度の設立が強く求められている。ついて
は、造血機能障害者及び家族を救済するため、治
療研究を一層推進するとともに、骨髓バンクの設
立を含む総合的な造血機能障害者対策の充実を図
りたい。

第五七二号 平成二年十二月二十七日受理
白内障手術の人工水晶体使用に対する健康保険適
用等に関する請願
請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 替田勝
弥
紹介議員 吉川 芳男君
現在、白内障患者は全国に約十一万人もあり、白
内障で水晶体摘出を行った患者に対しては、人工
水晶体（眼内レンズ）の装着手術が一般化してい
る。しかし、人工水晶体の価格は一眼十万円程度
と高額であるため、費用負担の困難な患者は手術
を受けることができない。ついては、希望するす
べての人が人工水晶体の手術を受けられるよう、
健康保険の適用及び生活保護の医療扶助を認めら
れたい。

第五七五号 平成二年十二月二十八日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 滋賀県大津市田上里町四八一 田
中清春 外五千七百三十九名
紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第五七七号 平成二年十二月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（三通）
請願者 神奈川県中郡大磯町大磯一、〇四
一 須藤由美子 外二千三百一名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五七八号 平成二年十二月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（二通）
紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 和歌山市向一九一ノ三ノ六一 船
原豊 外千八百八十九名
猪熊 重二君
紹介議員 猪熊 重二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五八〇号 平成二年十二月二十八日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 千葉県八千代市八千代台南一ノ二
六ノ一 君塚節子 外二十一一名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第五九二号 平成三年一月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 東京都港区白金二ノ四ノ四ノ五四
三 杉本建治 外九十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六〇八号 平成三年一月九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県長門市深川湯本一、五〇六
吉富俊一 外百二十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六一三号 平成三年一月十日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（二通）
請願者 千葉市国生町八八ノ三ノ一〇二
西館義明 外千九百九十五名
紹介議員 常松 克安君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六二〇号 平成三年一月十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 三重県四日市市生桑町五八六 宇
佐美真 外一万九千三百六十五名
紹介議員 井上 哲夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六二二号 平成三年一月十一日受理
保育所制度の充実に関する請願（二通）
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
大照亮弘 外二万五千八十名
紹介議員 倉田 寛之君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六二八号 平成三年一月十六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願（三通）
請願者 山口県長門市使山湯町 福田雅之
外三百八十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三一号 平成三年一月十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 埼玉県東松山市松山町二ノ六ノ一
杉浦恒司 外三千五百三十八名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六三二号 平成三年一月十六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県原市小山町四、七七一ノ
一〇 山本うめ子 外二千三百八
十八名
紹介議員 刈田 貞子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六三四号 平成三年一月十六日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願（二通）
請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎二ノ一五ノ三
河野亮永 外七千九百一十一名
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六三七号 平成三年一月十七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六三七号 平成三年一月十七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
紹介議員 名尾 良孝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

請願者 長崎県南松浦郡若松町宿浦 藤田八百人 外一万九百九十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四二号 平成三年一月十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県長門市仙崎白方三区 古田清 外百七十九名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六四七号 平成三年一月十七日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市千種区千代が丘一ノ七ノ一、〇〇六 滝川浩一 外千六百二十三名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五一号 平成三年一月十七日受理

療術の制度化促進に関する請願

請願者 東京都世田谷区奥沢二ノ三八ノ一ノ三一〇 富田保男

紹介議員 野村 五男君

現在、放任状態にある療術行為(あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復以外の医療類似行為)の適正化と業者の地位向上を図るため、カイロプラクティック師、電気光線師及び器技師の制度を設けられたい。

理由

療術(カイロ手技・電気・光線・温熱・刺激療法)は、医療類似行為の一種であるが、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復とは全く異なる業務として、昭和五年以来認可されてきた。昭和二十二年に占領政策という理由で禁止となり、以来新規開業は許されていないが、既得権業者に限っては、その禁止期間は度々延長され、昭和三十九年に禁止は解除となった。しかし、昭和三十五年に、

最高裁判所が、無資格者による療術行為について、「有害の虞のない療術行為の禁止、処罰は違法である。」と判示してからは、自由開業者が激増し、今日では全くの放任状態となっている。療術は、既に国民の間に定着しており、その健全な在り方、制度化を望む地域住民の声も強いので、今後は、学校教育、研修制度と地方庁試験により資質の向上を図り、業務が適正に行われるよう、カイロプラクティック師、電気光線師、器技師の三種の制度についての立法化が必要である。

第六五三号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県豊明市間米町島川七〇二ノ八 野村武弘 外千九百九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五八号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県知多市にしの台一ノ一、四〇三 新川久美子 外九百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六五九号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 長野県上高井郡高山村葉 斉藤梨枝子 外千七百二十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六六〇号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市守山区小幡隅除一三七ノ二 福井一高 外千二百四十九名
紹介議員 稲村 稔夫君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六六四号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 青森県弘前市清野袋川田一八六ノ四 石田サキ 外四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六六八号 平成三年一月十八日受理

保育制度の拡充、改善に関する請願

請願者 埼玉県加須市本町一五ノ三 村山道子 外五千六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六七一号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉花園町二ノ五ノ二〇四 塚本光義 外九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七二号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市守山区小幡中二ノ二ノ三ノ二〇一 七沢楨文 外二千百十六名

紹介議員 正敏君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七三号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島市紫原三ノ二六ノ一〇 児玉勝子 外千九百九十九名
紹介議員 谷本 純君

第六七五号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区金山二ノ八ノ四 佐藤千秋 外千六百五十名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七六号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(三通)

請願者 長野市東和田一八八ノ一 戸根川順子 外千九百十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七七号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府門真市常称寺町一六ノ三ノ六二五 竹下郁夫 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六七八号 平成三年一月十八日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市大手町七八四 鈴木義伸 外千六百十四名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八〇号 平成三年一月十九日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市港区南陽町西福田雁島三〇 後藤美佐子 外九百九十九名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。
第六八二号 平成三年一月十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県弘前市松木平松山下五五ノ

四 中田みゆき 外四百二十五名
紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八三号 平成三年一月十九日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 大阪市東淀川区小松一ノ一〇ノ七
小塚恒弘 外五千九百五十五名

紹介議員 谷畑 孝君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六八六号 平成三年一月十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市神屋町一、三九〇
ノ六七 原田栄子 外千九百九十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六八七号 平成三年一月十九日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 鹿児島県垂水市新堀三、八三三ノ
一 安藤章 外五百五十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九〇号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県弘前市本町二二 五十嵐貞
子 外四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九二号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 新潟県新発田市豊町三ノ四ノ八
若月秀明 外四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九三号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市国松町八ノ七 上
村憲子 外九百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九四号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市ことぶき町一六二
平井尚美 外七百七十四名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九五号 平成三年一月二十一日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 埼玉県南埼玉郡菟野町三箇二九四
藤田亀太郎 外三千七百九十一名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第六九六号 平成三年一月二十一日受理
戦時災害援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋守山区天子田三ノ一、五
〇三ノ一 内田幹夫 外三十二名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第六九七号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町川内郷
二、四〇九 前平アキエ 外九百
九十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六九八号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府交野市星田一ノ五六ノ一四
和久田龍二 外九百九十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇〇号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市白山町八ノ五ノ一
五 各務勝治 外千三百四十九名

紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇一号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 鹿児島県姶良郡牟礼町東郷九三八
ノ三 川添恵太郎 外三千三百三十
名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇二号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 大阪府寝屋川市香里南之町一九ノ
二五ノ一、〇〇六 弘中淳子 外
千九百九十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇三号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府枚方市西船橋二ノ三九ノ一
四 松尾和正 外千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇五号 平成三年一月二十一日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 熊本市花園三ノ一三ノ九 大仁田
邦子 外九百九十九名

紹介議員 三重野栄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇七号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 秋田県大曲市福見町一ノ三 佐
藤祐康 外百三十九名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七〇八号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市王子町一番地二区
一一五 若林佳奈 外千三百四十
九名

紹介議員 渡辺 四郎君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一〇号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 新潟県女池三ノ三九ノ一五 高橋
正雄 外八百四名

紹介議員 栗村 和夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一二号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 新潟県柏崎市長東二ノ一ノ八 鴨
下ヒトシ 外四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一三号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 秋田県由利郡仁賀保町平沢字天ヶ
町一六ノ一一 菊地紀恵子 外百
八十八名

紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七一四号 平成三年一月二十二日受理
保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関三ノ三ノ二
山口元興 外二千四百六十五名

紹介議員 石原健太郎君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第七二二号 平成三年一月二十二日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 名古屋市中区宝生町二ノ一 瀬古
政夫 外千四名

紹介議員 青野 壽君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二二号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 秋田県能代市鯉淵字一本柳六一ノ
六 寺沢光弘 外四百四十四名

紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二六号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 青森県南津軽郡平賀町大字柏木町
字東田四三ノ八 工藤チヨエ 外
五百九十九名

紹介議員 日下部禧代子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二七号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島市田上町三、七二ノ三〇
勝山誠 外二千四百九十九名

紹介議員 三上 隆雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二九号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 秋田県能代市向能代字上野二三三

請願者 長崎市昭和町九五九 田上久雄
外九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三〇号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区覚王山通八ノ三池
下公団二一〇 小林春一 外千四
百七十四名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三一号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘二ノ二ノA
ノ四ノ五〇二 前田克博 外千九
百九十九名

紹介議員 村馬 孝且君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三二号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市堀ノ内町北一ノ五
八バビロン董台Cノ四一六 野
沢公彦 外千三百四十九名

紹介議員 山田 健一君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三四号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島市大明丘一ノ五ノ一三 徳
田拓郎 外二千四百九十九名

紹介議員 堂本 暁子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三五号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市養父二ノ一九ノ三

二 村上敏朗 外千九百九十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三六号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市中央通二ノ三〇
稻垣勇夫 外三百十九名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七三八号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡高山町新富八五〇
ノ一 村中公治郎 外百十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四〇号 平成三年一月二十三日受理
児童福祉法の一部改正に関する請願

請願者 奈良市五条西二ノ一ノ一四 垣
渕幸子 外十四名

紹介議員 清水 澄子君
児童福祉法第三十四条を改正して、児童に対する
禁止行為列挙項目に、児童買春行為と児童ポルノ
問題を追加されたい。

理由 現行児童福祉法第三十四条第一項第六号「児童に
淫行をさせる行為」は、売春業者に対するもので
あって、売春防止法の成立によって目的は達せら
れている。それに対して、児童を性的に搾取する
行為である買春は、法的規制の対象となっておら
ず、言わば野放し状態である。都道府県の青少年
育成条例は淫行禁止項目を持つところもあるが、
量刑は一定ではなく、法的に不均衡な状態にある。
法治国において弱者の人権を法律で保障すること
は当然のことであり、売買春対策先進国において
は既に実践されている。日本の法体系においても
児童買春者を処罰することによって、横行する児

童売買春に歯止めをかけ、人権確立・性の尊厳へ
の意識改革の第一歩とすることは必要なことであ
る。また、児童をポルノ興行や出版物などに使用
する問題も児童に対する人権侵害行為であり、国
連の児童の権利条約に盛り込まれている。条約は
早晩、日本政府も批准し実践しなければならない。
この際、児童福祉法改正内容に含めるべきである。

第七四二号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市中区富士見台四ノ二四
ノ一五 石間孝 外二千二百名

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四二号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)

請願者 長野市篠ノ井御幣川六七六ノ四
望月睦子 外二千五十一名

紹介議員 庄司 中君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七四三号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 群馬県渋川市行幸田一〇一ノ七
田村昭夫 外九百九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五八号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県知多市八幡字細見一一 上
村次男 外九百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七五九号 平成三年一月二十三日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 秋田県能代市向能代字上野二三三

菊地茂 外二百十四名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六一号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋千種区覚王山通八ノ三池
下公団六〇一 滝澤侑千介 外四
百九十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六二号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋千種区鳴海町有松裏一二二
日車社宅Dノ五〇一 寄田芳夫
外九百九十九名
紹介議員 野別 隆俊君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六三号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市石尾台三ノ七ノ一
〇 長谷川勝弘 外六百三十二名
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六五号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県弘前市城西五ノ七ノ八 工
藤征治 外二百九十九名
紹介議員 日下部權代子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六六号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 秋田県大館市相染沢中岱九六ノ六
佐藤久夫 外四百六十六名
紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六七号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 群馬県高崎市八千代町四ノ八ノ七
高橋明子 外九百九十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七六八号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(四通)
請願者 新潟県新発田市中曾根町 斉藤秀
幸 外九百九十九名
紹介議員 高桑 栄松君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七七〇号 平成三年一月二十四日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 鹿児島市川上町二、〇一二ノ一
福重勝己 外九百九十九名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

二月八日本委員会に左の案件が付託された。
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
七七八号)(第七八〇号)(第七八一号)(第七八
二号)(第七七八号)(第七九一号)(第七九二
号)
一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第七
九五号)(第八〇一号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八〇六号)(第八〇九号)(第八一〇号)(第八一
一号)(第八一二号)(第八一三三三)(第八一四
号)(第八一六号)(第八一七号)(第八一八号)
一、保育制度の拡充、改善に関する請願(第八
二七号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八二八号)

一、医療の改善に関する請願(第八二九号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八三〇号)(第八三二二二)(第八三四号)
一、医療の改善に関する請願(第八三六号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八三九号)(第八四二二二)
一、保育の充実に関する請願(第八四三三三)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八四六号)(第八四七号)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第八五〇号)(第八五一号)(第八五二二二)(第
八五三三三)(第八五四四)(第八五五五)(第八五
六号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八五八号)(第八六〇号)(第八六一号)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第八六四号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八六五号)(第八六八号)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第八七三三三)(第八七五五五)(第八七七七)
一、医療の改善に関する請願(第八八〇号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八八二二二)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第八八三三三)(第八八四四四)(第八八五五五)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八八九号)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
八九一〇一)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第八九四四四)(第八九六六六)(第八九八八八)
一、保育の充実に関する請願(第九〇一〇一)
一、重度心身障害者とその両親及び寝たきり老
人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉
施設の設置に関する請願(第九〇二二二)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九〇五五五)(第九〇六六六)
一、医療の改善に関する請願(第九〇八八八)

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九一〇一〇)(第九一三三三)(第九一五五五)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
九一六六六)(第九一八八八)(第九二二二二)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九二二二二)(第九二四四四)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
九二五五五)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九二七七七)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
九二九九九)(第九三三三三)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九三三三三)(第九三五五五)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
九三七七七)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九三八八八)

第七七八号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 愛知県春日井市大手田西町字西五
ノBノ四〇三 成瀬志保子 外五
百三十名
紹介議員 村田 誠醇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八〇号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府門真市末広町三ノ一二ノ
一、〇〇八 河村はるみ 外六百
八十二名
紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八一号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府交野市私部南一ノ一四ノ一
〇 津田昌夫 外四百七十七名

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九三三三三)(第九三五五五)
一、原爆被害者援護法の制定に関する請願(第
九三七七七)
一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
(第九三八八八)

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八二号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(四通)
請願者 新潟県柏崎市番神二ノ六ノ二九
村山久 外三千四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七八八号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 群馬県甘楽郡甘楽町秋畑五、三〇
二 浅香数馬 外千一百一名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九一号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県弘前市大富町一七ノ五 福
田功 外二百九十九名

紹介議員 日下部 權代子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九二号 平成三年一月二十五日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区元八事三ノ二〇七
ノ三〇三 北村徹 外千九百九十
九名

紹介議員 西野 康雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七九五号 平成三年一月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡王寺町久度四ノ七
ノ三五 藤崎隆文 外二千八百八十
二名

紹介議員 新坂 一雄君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八〇一号 平成三年一月二十五日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 横浜市鶴見区元宮一ノ二ノ一九
伊藤安則 外四千二百三十九名

紹介議員 斎藤 文夫君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八〇六号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長野県飯山市大字其綿三八一
六 塚洋一 外千九百五十四名

紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八〇九号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿木場
郷一、〇二九 井手寿謙 外九百
九十九名

紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一〇号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府門真市上馬伏六〇〇ノ一二
河野和代 外三百二十三名

紹介議員 洲上 貞雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一一号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 名古屋市中区方一ノ一四九相
生山一ノ五〇三 金澤毅 外二
千九百九十九名

紹介議員 今泉 隆雄君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一二号 平成三年一月二十八日受理
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 大阪府枚方市楠葉中ノ芝一ノ四ノ
一六 川野大助 外千九百九十九
名

紹介議員 深田 肇君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一三号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 大阪府枚方市楠葉朝日一ノ七ノ二
〇 菊田満 外千三百九十九名

紹介議員 小林 正君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一四号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県諫早市真崎町一、四四〇ノ
七 佐原美代子 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一六号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 長野市松代町西条四、三六三 山
下修子 外千九百九十九名

紹介議員 大淵 絹子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一七号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願(五通)
請願者 長崎県諫早市鷺崎町五三一ノ一
野口和夫 外四千九百九十九名

紹介議員 田淵 煎二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八一八号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府枚方市香里園桜木町二七ノ
三三 横山節 外二百四十一名

紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二七号 平成三年一月二十八日受理
保育制度の拡充、改善に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡新庄町南藤井九二
ノ一 布施教雄 外三千二百二十二
名

紹介議員 服部 安司君
この請願の趣旨は、第八号と同じである。

第八二八号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市中区高坂町一一高坂荘
二ノ一〇一 米川章 外九百九十
九名

紹介議員 小川 仁二君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八二九号 平成三年一月二十八日受理
医療の改善に関する請願(二通)
請願者 熊本市川尻町二一 富岡浩雄 外
九名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八三〇号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 鹿児島市西田三ノ二三ノ二一 原
田達夫 外五百五十九名

紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八三二号 平成三年一月二十八日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県南津軽郡尾上町大字日沼字
高田一四〇 樋口吉郎 外二百四
十五名

紹介議員 日下部 權代子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八三三九号 平成三年一月二十八日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 秋田県大館市桂城三八 太田マチ 外百八十九名 紹介議員 前畑 幸子君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八三六号 平成三年一月二十九日受理 医療の改善に関する請願(二通) 請願者 熊本県玉名郡菊水町久井原二、〇 二〇 今村文子 外九名 紹介議員 紀平 悌子君 この請願の趣旨は、第三三三九号と同じである。 第八三三九号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 秋田県本荘市出戸町字水林二五一 ノ一 熊谷富男 外九百九十九名 紹介議員 洲上 貞雄君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八四二二号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 青森県弘前市大字松原西二ノ二ノ 一一 植田一夫 外二十五名 紹介議員 久保 巨君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八四三三三号 平成三年一月二十九日受理 保育の充実に関する請願 請願者 千葉県船橋市本町三ノ四ノ三 工 藤淳 外九百九十九名 紹介議員 乾 晴美君 この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。 第八四六六号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願	請願者 群馬県渋川市半田一、〇八六 亀 井勝子 外九百九十九名 紹介議員 村田 誠雄君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八四七七号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 大阪府枚方市南楠葉二ノ四〇ノ五 〇 吉水房栄 外三百四十五名 紹介議員 山口 哲夫君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八五〇〇号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 大分県大野郡清川村伏野 菅澤志 郎 外二百九十九名 紹介議員 勝木 健司君 一、国家補償の精神に基づき、「原子爆弾被害者 等援護法」を早期に制定すること。 第八五一一号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 三重県久居市稲葉町上野四、一〇 一 西口辰生 外二百九十九名 紹介議員 小西 博行君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五二二二号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 大阪府八尾市桂町三ノ六六 高木 紀明 外二百九十九名 紹介議員 井上 計君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五三三三三号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 岩手県盛岡市大通一ノ一ノ一六 村田憲鴻 外二百九十九名 紹介議員 三治 重信君	この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五四四号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 福岡県大牟田市笹原町 広瀬正伸 外二百九十九名 紹介議員 田淵 哲也君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五五五号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 名古屋市中区新栄一ノ四九ノ一〇 加藤修 外二百九十九名 紹介議員 橋本孝一郎君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五六六号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 大阪府八尾市本町一ノ一ノ六五 木地孝則 外二百九十九名 紹介議員 山田 勇君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八五八八号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 鹿児島市草牟田一ノ一九ノ二二ノ 一〇一 前田哲志 外百二十三名 紹介議員 清水 澄子君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八六〇〇号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 熊本市高平二ノ一七ノ五七 太田 益子 外七十七名 紹介議員 三石 久江君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八六一一六号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)	請願者 鹿児島市西田一ノ六ノ九 大毛和 代 外千三百三十九名 紹介議員 三上 隆雄君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八六四四号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 埼玉県南埼玉郡宮代町百間二ノ三 ノ二四 加藤信幸 外百五十三名 紹介議員 中村 鋭一君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八六五五号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 愛知県春日井市岩成台六ノ二ノ三 ノ二三ノ五〇二 満尾博史 外千 三百四十九名 紹介議員 吉田 達男君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八六八八号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の制定に関する請願 請願者 鹿児島県姶良郡溝辺町竹子 持永 与八郎 外二千四百九十九名 紹介議員 田 英夫君 この請願の趣旨は、第二号と同じである。 第八七三三三三号 平成三年一月二十九日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 高知市丸ノ内一ノ二ノ二〇 岡林 康夫 外二十八名 紹介議員 稲村 稔夫君 この請願の趣旨は、第八五〇〇号と同じである。 第八七五五号 平成三年一月三十日受理 原爆被害者援護法の早期制定に関する請願 請願者 新潟県長岡市四郎丸町沖田一七三 ノ二 林正 外四十三名 紹介議員 久保田真苗君
--	--	--	--

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八七七号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 福岡県三浦郡城島町大字四郎九八

一三〇三 中村貴美 外三十四名

紹介議員 渡辺 四郎君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八八〇号 平成三年一月三十日受理

医療の改善に関する請願(二通)

請願者 東京都府中市住吉町二ノ一八ノ一

向坂彰二郎 外六名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第八八二号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡生月町山田免四八

二ノ二 村川要一 外九百九十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八八三号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 滋賀県彦根市立花町五ノ二〇 城

本和彦 外六百九十九名

紹介議員 磯村 修君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八八四号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 長崎県原市弁天町一ノ七、〇八

〇 林田好子 外五百五十五名

紹介議員 新坂 一雄君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八八八号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 沖縄県那覇市旭町九 末吉良光

外百三十名

紹介議員 池田 治君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八八九号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡

戊五八五 関谷正満 外十七名

紹介議員 会田 長栄君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八九一号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市東藤田町一ノ一九

瀧森ひろみ 外九百九十九名

紹介議員 谷畑 孝君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第八九四号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡西伯町大字法勝寺三

七ノ一 奥山俊二 外二十八名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八九六号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 広島県呉市中央四ノ一六 石原

賢治 外三十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第八九八号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 山形県新庄市沖の町一〇ノ三七

早坂良子 外二十四名

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九〇〇号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七

五ノ一 福美操 外一名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九〇一号 平成三年一月三十日受理

保育の充実に関する請願

請願者 千葉県船橋市本町三ノ四ノ三 土

居節子 外九百九十九名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第二二八号と同じである。

第九〇二号 平成三年一月三十日受理

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とそ

の介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置

に関する請願

請願者 山梨市上神内川五七三 井出二三

子

紹介議員 前島英三郎君

重度心身障害者とその両親及び寝たきり老人とそ

の介護者の家族が同居可能な社会福祉施設を設置

されたい。

理由

(一)現行の老人ホームは有料、無料を問わず、両

親が老人ホームに入ろうとすると、重度心身障

害者は施設に入らねばならず、一家は離散、家庭

崩壊の結末を迎える。これは、寝たきり老人とそ

の介護者にとっても同じことが言える。(二)重度

心身障害者及び寝たきり老人は、現行の社会福祉

行政の下では、施設に収容されれば訴える手段一

つ持てないばかりか、人間が人間らしく喜怒哀楽

を顯うこともできず、また、押しつぶされても抗

議することもできない。(三)重度心身障害者も、

寝たきり老人も、家族の支えがなくては生き抜

抱えた両親及び寝たきり老人の介護者は、自身の

老いと健康状態によって障害者を支えきれなく

なっているが、障害者の心の支えとなり代弁者

にはなることができ、同居可能な社会福祉施設の設

置が強く望まれる。

第九〇五号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町

二〇九ノ二 兼岡正英 外三十八

名

紹介議員 一井 淳治君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九〇六号 平成三年一月三十日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市瑞穂一ノ一二〇

大垣正雄 外四十五名

紹介議員 森 暢子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九〇八号 平成三年一月三十一日受理

医療の改善に関する請願(二通)

請願者 熊本市桜町五ノ一〇 大関英明

外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第九一〇号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 高知県須崎市山手町一ノ七 杉野

悦子

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九一三号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡湯之谷村大字大沢

二二三ノ一 佐藤隆 外三名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九一五号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 高知県中村市不破一、八九五 夕部令子

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九一六号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鳥取市吉方町二ノ五八七 福岡明子 外二百五十五名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九一八号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島市坂元町三二ノ八 茅島寛敏 外百五十五名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二二号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡上五島町青方郷一、一七七ノ八 田川フミエ 外九百九十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二二号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 宮城県志田郡鹿島台町平渡字上敷一九ノ七 只野万亀夫 外三十七名

紹介議員 三重野栄子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九二四号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 仙台市青葉区本町三ノ八ノ一 青木成徳 外二十六名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九二五号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(一通)

請願者 長野県南佐久郡佐久町大字上二、五七六ノ一 岡部五子 外千八百四十六名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九二七号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢野町高内三三三 石黒和子 外三十八名

紹介議員 三石 久江君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九二九号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進町折戸枯木二一ノ九四 山崎恭史 外九百九十九名

紹介議員 喜岡 淳君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三二号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県福江市大荒町九八七ノ五 野原信一 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三四号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田一ノ一ノ二〇 村田正夫 外三十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九三五号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 茨城県真壁郡真壁町大字飯塚九一 一石堀純 外三十二名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九三七号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県杵杵郡石田町筒城東四一三 山川藤夫 外九百九十九名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三八号 平成三年一月三十一日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡本郷町大字本郷五〇三六 西原佳孝 外二十二名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

二月十二日子備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「五十五歳未満の」を削り、同項第一号イ中「この号」の下に「次項第一号イ」を加え、「次項第一号イからハまで及び第四項第一号イにおいて同じ」を削り、同号イに次のように加える。

(3) 当該勤労者を雇用する事業主がその委託を受けて行う勤労者の貯蓄金の管理(預金の受入れであるものに限る。)であつて労働省令で定めるところにより行われるものが中止された場合(当該勤労者が貯蓄金の管理の契約を解約したことその他労働省令で定める事由により中止された場合を除く。)に当該中止に伴い返還されるべき当該勤労者の貯蓄金(以下この項において「返還貯蓄金」という。)に係る金銭による預入等

第六条第一項第一号ハ中「財産形成基金給付金」の下に「若しくは返還貯蓄金」を加え、同項第二号イに次のように加える。

(3) 返還貯蓄金に係る金銭による保険料又は共済掛金の払込み

第六条第一項第二号ト中「財産形成基金給付金」の下に「若しくは返還貯蓄金」を加え、同項第二号の二に次のように加える。

(3) 返還貯蓄金に係る金銭による保険料の払込み

第六条第一項第二号の二ト中「財産形成基金給付金」の下に「若しくは返還貯蓄金」を加え、同条第二項第一号イ中「預入等」の下に「(継続預入等並びに財産形成給付金及び財産形成基金給付金に係る金銭による預入等を除くものとし、当該契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金銭の預託とする。ロ及びハ並びに第四項第一号イにおいて同じ。)」を加える。

第六条の二第二項第二号中「通じて」の下に「(当該契約に基づき当該勤労者のために最初に行われる信託金等の払込み(当該事業主が他に勤労者財産形成給付金契約を締結している場合において、当該他の勤労者財産形成給付金契約に基づ

場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。）」を削り、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第七條の八第二項中「前項の規定による募集を開始した日以前一年間を通じて」及び「一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していることのほか、」を削り、「併せ有する者とする」を「有する者に限る」に改める。

第七條の十七第一項中「次項の規定による加入日以前一年間を通じて」及び「一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していることのほか、」を削り、「併せ有する者とする」を「有する者に限る」に改める。

第九條第一項第三号中「が属する政令で定める額の区分に応じ当該勤労者財産形成貯蓄の額の十倍に相当する額の範囲内で政令で定める額」を「の十倍に相当する額（その額が政令で定める額を超える場合には、当該政令で定める額）」に改め、同条第三項中「前二項」の下に、「第十條の三第一項第二号」を加え、「又はその持家」を、「その持家」に、「目的で」を「目的又は第十條の三第一項第二号に規定する住宅を貸し付けさせる目的で」に改める。

第十條の三 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二及び第九條に規定する業務の

ほか、次に掲げる業務を行うことができる。
一 次のイからハまでに掲げる者に対し、政令

で定めるところにより、当該イからハまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 勤労者（勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。次号において同じ。）自己又は

その親族が教育（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校、高等

専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものにおいて行

われる教育をいう。)を受けるために必要な資金(以下「教育資金」という。)

ロ 事業主 当該事業主が雇用する勤労者（公務員を除くものとし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。ハにおいて同じ。）に対し教育資金を貸し付けるための資金

ハ 事業主団体 その構成員である事業主が雇用する勤労者に対し教育資金を貸し付けるための資金

二 次のイからハまでに掲げる者であつて、当該イからハまでに定める事業主に、その雇用する勤労者に貸し付けるために必要な住宅を貸し付けるものに対し、政令で定めるところにより、当該住宅の建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又は当該住宅の改良のための資金の貸付けを行うこと。

イ 事業主団体 その構成員である事業主
ロ 福利厚生会社 当該福利厚生会社に出資する事業主又は当該福利厚生会社に出資する事業主団体の構成員である事業主

ハ 日本勤労者住宅協会 事業主

2 前項第二号の資金の貸付けは、同号に規定する事業主のうち、その雇用する勤労者の財産形成を援助するための計画を作成しており、かつ、同号の住宅の貸付けを受ける勤労者の負担を軽減するために必要な措置として政令で定める措置を講ずる事業主に対して、当該住宅を貸し付けることとして、場合により行うものとする。

第十一條中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十三條第一項中「第十條の三第一号」を「第十條の三第一項第一号」に改める。

第十五條第二項中「進学資金」を「教育資金」に改める。

第十六條第三項中「運輸大臣」を「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」に、「運輸大臣及び労働大臣」を「運輸大臣及び労働大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」に改める。

労働省令」に改める。

第十八條第五項中「第九條第一項の下に」及び「第十條の三第一項第二号」を加え、「第十條の三」を「第十條の三第一項第一号」に改める。

附則第二條第二項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、平成三年十月一日から施行する。ただし、第六條第一項の改正規定中「五十五歳未満の」を削る部分及び第九條第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

第二條 この法律の施行の際現に勤労者財産形成給付金契約に該当している契約に対する改正後の勤労者財産形成促進法（以下「新法」という。）第六條の二第一項第六号の規定の適用については、同号中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者 約等を締結している者 他の政令で定める理由	政令で定める理由
勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者 他の政令で定める理由	政令で定める理由
勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者 他の政令で定める理由	政令で定める理由

2 この法律の施行の際現に勤労者財産形成基金契約に該当している契約に対する新法第六條の三第二項第六号並びに第三項第五号及び第六号の規定の適用については、前項の規定に準じ、政令で定めるところによる。

（勤労者財産形成基金の設立の認可等に係る経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に改正前の勤労者財産形成促進法第七條の八第一項の規定による募集が行われている場合における新法第七條の九第一項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「前条第二項又は勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律（平成三年法律第 号）による改正前の第七條の八第二項」とする。

第四條 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十四條の十一第一項第三号中の「進学」を「教育」に、「進学すること」を「おいて行われる教育」に、「のため」を「を受けるため」に改める。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第五條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四十條の二第一項第三号中の「進学」を「教育」に、「進学すること」を「おいて行われる教育」に、「のため」を「を受けるため」に改める。

（政令への委任）

第六條 附則第二條及び第三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

二月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九三九号）
- 一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九四〇号）
- 一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九四二号）（第九四四号）（第九四六号）（第九四八号）

九四八号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九四九号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九五〇号）（第九五一号）（第九六七号）

一、医療の改善に関する請願（第九六九号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九七〇号）

一、医療の改善に関する請願（第九七四号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九七六号）（第九七七号）

一、医療の改善に関する請願（第九七九号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九八〇号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九八五号）（第九八七号）（第九八九号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九九〇号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九九四号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第九九五号）（第九九六号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第九九七号）（第一〇〇一号）

一、老人ホームの整備に対する助成措置の改善に関する請願（第一〇〇四号）

一、看護職確保に関する請願（第一〇〇六号）

一、保育料徴収制度の改善に関する請願（第一〇〇七号）

一、重度障害児者に係る医療費助成の制度化及び重度加算措置の改善に関する請願（第一〇〇八号）

一、医療の改善に関する請願（第一〇一一号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第一〇一三号）

一、原爆被害者援護法の早期制定に関する請願（第一〇一四号）（第一〇一五号）（第一〇一九号）

一、原爆被害者援護法の制定に関する請願（第一〇二〇号）

原爆被害者援護法の制定に関する請願（第

勇外二百九十九名

第九七六号 平成三年二月二日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(三通)

請願者 長崎市住吉町一八ノ一 辻九博行

外二千九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七七号 平成三年二月二日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府松原市河合一ノ一四ノ三二

福安忠一 外九百九十九名

紹介議員 中川 嘉美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九七九号 平成三年二月四日受理

医療の改善に関する請願(一通)

請願者 熊本県飽託郡河内町船津三、一八

八 広田達也 外九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第九八一号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 鹿児島県日置郡伊集院町妙円寺一

ノ六一ノ一 小原直久 外二百六十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九八五号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山口県大津郡三隅町大字三隅中

一、五二五 清見俊一

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九八七号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 山形県飽海郡遊佐町大字遊佐町京

田三六 鈴木与一郎 外三十三名

紹介議員 庄司 中君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九八九号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 徳島県三好郡三野町大字芝生一、

〇三九 長尾徳男 外三十名

紹介議員 野別 隆俊君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九九〇号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡東彼杵町千綿宿一、

一五七 朝野悦子 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九九四号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 福島県いわき市平字梅本二一

加 藤和夫 外一名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第九九五号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 群馬県沼田市高橋場町二、一八九

ノ八 星野清 外九百九十九名

紹介議員 村田 誠醇君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九九六号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県南松浦郡有川町七目 出口

のり子 外九百九十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九九七号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 福島県いわき市平字梅本二一

吉 川直樹 外二十三名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇〇一号 平成三年二月四日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 愛知県春日井市高森台四ノ一七

藤原武夫 外百二十五名

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇〇四号 平成三年二月四日受理

老人ホームの整備に対する助成措置の改善に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里

達之助

紹介議員 田代由紀男君

本格的な高齢化社会の到来を控え、老人ホームの役割はますます増大している。このような状況の下、老人ホームの利用者に対してその心身の機能に応じた福祉ケアの充実と居住性の向上を図るには、更に施設、設備の近代化と整備充実が必要である。ついで、次の措置を採らねばならない。

一、国庫補助単価を実情に見合うよう改善すること。

二、国庫補助基準面積を拡大すること。

第一〇〇六号 平成三年二月四日受理

看護職確保に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里

達之助

紹介議員 田代由紀男君

来るべき二十一世紀を迎え、高齢化、医療の高度化、多様化等に伴い、看護職をめぐる環境が大きく変化しており、看護職に対する期待が極めて増大しているにもかかわらず、全国的にも看護職不足が叫ばれている。特に、熊本県においては、全国平均よりも高齢化が一層進み中で、保健医療、在宅看護等の需要の増大に対する看護職の確保はますます重要な課題となっている。ついで、看護職確保対策として、次の措置を採らねばならない。

一、看護婦等養成所の増設など入学定員を拡大すること。また、看護婦等養成所に対する助成の大幅な増額措置を講ずるとともに、実習施設の基準緩和及び教員の養成、確保充実等を図ること。

二、看護職の志望者を増やし定着を促進するため、看護婦等修学資金貸与制度の充実を図ること。

三、給与、勤務条件を改善するため、診療報酬制度における大幅な看護料の増額を図ること。

四、看護大学及び看護学部を全都道府県に設置する一県一看護大学を推進すること。

第一〇〇七号 平成三年二月四日受理

保育料徴収金制度の改善に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里

達之助

紹介議員 田代由紀男君

二十一世紀の高齢化社会を担うのはこれからの子供たちであるが、我が国の出生率はここ数年低下が続いている。また、女性の職場進出の増大に伴い、子育ての拠点として保育所の社会的役割はますます重要となっている。このような状況にかんがみ、保育所が、多様化する保育ニーズに対応して出産、子育ての両立を効果的に支援するためには、保育体制を更に一層整備し、保育サービスの向上と乳児保育や延長保育、一時的保育等の特別保育対策の充実強化を図るとともに、さらに時代の保育要請に対応した入所措置制度の確立を図ることが必要である。中でも、保育料制度については、徴収金の基礎となる所得の捕そく(税制転用方式)に不公平感が強いこと、また保育料が高く、かつ負担額の格差が大きいこと、さらには保育料

の軽減措置を採る市町村では超過負担による財政圧迫があること等の問題がある。また、この保育料制度のひずみとして、保育所の定員割れや無認可保育の問題等が全国的に生じていることも否定できない事実である。については、保育所制度の充実強化を図る観点から、保育料徴収金制度について、不公平感の是正及び保育料額の軽減を重点として、必要な改善措置を講ぜられたい。

第一〇〇八号 平成三年二月四日受理

重度障害児に係る医療費助成の制度化及び重度加算措置の改善に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 北里達之助

紹介議員 田代由紀男君

高齢化社会が到来しつつある中、高齢化等による障害者の重度化が進み、重度障害児者に対する福祉施策の充実が重要な課題となっている。については、次の措置を採られたい。

一、重度障害児者に係る医療費については、経済的負担の軽減を図るため、各都道府県の単独措置により、その自己負担の全部又は一部を助成しているが、都道府県の財政力の相違等から適用範囲等が異なり、熊本県外からの転入者などから平等な取扱いを要望する声が強いつつ、重度障害児者に対する医療費助成について、国で制度化を行うこと。

二、重度障害児者の処遇について、重度棟以外の施設に入所している重度障害児者についても重度加算の措置がなされているが、対象となるべき児者のすべてについては加算の承認がなされていない。したがって、すべての対象者について措置がなされるよう承認枠の拡大をすること。

第一〇〇一号 平成三年二月五日受理

医療の改善に関する請願(二通)

請願者 熊本県託那河内町給津二、二三六 上松道義 外六名

紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一〇一三三号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 大阪府和泉市室堂町一、〇二七ノ二七 鈴木智之 外九百九十九名

紹介議員 矢原 秀男君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇一四号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 高知市丸ノ内一ノ二ノ二〇 渡辺英二 外四十三名

紹介議員 正敏君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇一五号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 栃木市平柳町一ノ二ノ二七 渡辺良一 外百四十四名

紹介議員 笹野 貞子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇一九号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡清田町麓八二二 野村浩二 外百四十二名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇二二号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県諫早市城見町七ノ一二 富永美穂子 外九百九十九名

紹介議員 種田 誠君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二三号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願(二通)
請願者 長崎市弁天町三ノ一〇 古賀晴外 外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇二四号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 仙台市宮城野区田子字寺一 砂金文弘 外二十六名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇二八号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神六ノ三 瓜生賢一

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇二九号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 山口県豊浦郡豊田町大字殿敷一、九一八ノ一 西村博文

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇三〇号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取市尚徳町一六 山本泰子

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇三二号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市堀田一ノ一ノ二〇 平野隆夫 外三十三名

紹介議員 深田 肇君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇三五号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 長崎県東彼杵郡波佐見町永尾郷江添三光 外四千九百九十九名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇三六号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の制定に関する請願

請願者 群馬県佐波郡東村田部井二、四二六 白川節子 外二千名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇四一号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 福岡県京都郡勝山町大字大久保一、四二三 川野典子 外六百名

紹介議員 木庭健太郎君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇四三号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 島根県浜田市殿町一 吉本孝 外五名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇四六号 平成三年二月五日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 神戸市灘区大石東町三ノ二ノ八 藤田芳弘 外二百九十八名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇五七号 平成三年二月六日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 岩手県東磐井郡千厩町千厩字上駒

場一〇ノ二 佐藤捷彦 外二百九十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇五八号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 名古屋市南区松池町二ノ三四 安田善市 外千九名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇五九号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
請願者 大阪府中央区大手前一ノ五ノ六三 山本富一 外三十一名
紹介議員 大森 昭君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇六〇号 平成三年二月六日受理
医療の改善に関する請願
請願者 長崎市川平町一、三四七ノ三一 佐々木幸子 外九百九十九名
紹介議員 篠崎 年子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一〇六二号 平成三年二月六日受理
医療の改善に関する請願(四通)
請願者 熊本市桜町五ノ一〇 山口登 外十五名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一〇六五号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
請願者 島根県大原郡木次町大字木次一、〇一三ノ一 小林憲司 外六名
紹介議員 細谷 昭雄君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇六七号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 鹿児島県串木野市昭和通二四一 山田洋子 外百四十四名
紹介議員 清水 澄子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七〇号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字 細田一ノ一四 大矢光雄 外百九十九名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七一号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
請願者 仙台市青葉区国分町三ノ一〇ノ一 赤間保司 外三十七名
紹介議員 山本 正和君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇七二号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 山口県長門市通六区 細田権三郎 外二百六十九名
紹介議員 広中和歌子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一〇七四号 平成三年二月六日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
請願者 山口県熊毛郡田布施町大字下田布 施三、四四〇ノ一 木原幸雄
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一〇九一号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府羽曳野市野々上二ノ四二ノ一 柳原義孝 外百十七名
紹介議員 諫山 博君
憲法第二十五条は、国民がひとしく健康で文化的な生活を享受する権利と国の責務をうたっている。しかし政府は、軍事費を増額し、医療への国庫負担を減らし、国民の負担を増やすなど、国民の生命と健康をないがしろにしている。特に高齢者に対しては、その生命を切り縮めている。さらに政府は、公的医療保険制度を根本から崩し、国民の患者自前の医療制度にしようとしている。私たちは、このような事態を容認することはできない。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、健康保険本人の八割給付への改善をやめ、十割給付、老人医療無料化を復活すること。
二、国民健康保険と健康家族の給付を引き上げること。国の負担を増やし、老人保健への医療保険からの財政拠出を大幅に引き下げ、労働者の負担を減らすこと。
三、国民健康保険の国庫負担率を増やし、保険料(税)を引き下げる。健康証を無条件で加入者全員に交付すること。健康保険料の労使折半をやめ、使用者の負担割合を増やすこと(中小企業の保険料負担分は国の補助で軽減すること)。
四、国立病院、療養所つづしをやること。医療従事者を増やすこと。高齢者が安心して入院できる病床・病院を増やすこと。老人ホーム、訪問看護等を含めた地域の第一線医療・福祉を拡充すること。
五、人間の生命と健康を差別する医療の営利化をやめること。国の責任で患者に行き届いた医療が保障される診療報酬に改善すること。

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九三号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府松原市上田八ノ一〇ノ二三 泉谷武 外百十七名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九四号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府淀川区東三国六ノ一ノ三九 阿辺信一 外百十七名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九五号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府西成区山王二ノ九ノ九 石黒昌子 外百十七名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九六号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府堺市新金岡町五ノ九ノ三〇 六ノ二〇二 田川裕子 外百十七名
紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九七号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府八尾市南本町四ノ五ノ三 香月誠子 外百十七名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九八号 平成三年二月六日受理
国民医療改善に関する請願
請願者 大阪府東成区神路三ノ六ノ二二 朝野佳男 外百十七名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府河内長野市木戸町九一九ノ二三 中野孝 外百十七名

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一〇九九号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府松原市阿保六ノ八九三ノ四 中川明恵 外百十七名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇〇号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府大正区北村二ノ一四ノ一ノ二〇七 宮部吉文 外百十七名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇一号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 奈良市青山六ノ一ノ三〇 吉見武夫 外百十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇二号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府河内長野市天見二、四二二 塔本佐恵子 外百十七名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇三号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府大正区北村三ノ六ノ一ノ四 渡辺誠 外百十六名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇四号 平成三年二月六日受理

国民医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台二ノ一〇ノ一ノ一〇八 小川理 外百十六名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一一〇六号 平成三年二月六日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津八七二ノ一五 山西昇 操君

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一〇八号 平成三年二月七日受理

医療の改善に関する請願(三通)

請願者 熊本市若葉一ノ四二ノ五 中村正樹 外十四名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第三三四号と同じである。

第一一一一号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 宮城県栗原郡築館町藤木五ノ一 佐藤俊郎 外三十三名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一一二号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 広島県品部郡新市町大字新市一、〇六ノ一 吉岡宏 外二十一一名

紹介議員 肥田美代子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一一四号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 山形県東田川郡藤島町大字藤島字 笹花二五 阿部健治郎 外三十七名

紹介議員 篠崎 年子君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一一六号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 徳島市万代町三ノ五ノ三 大西一男

紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一一八号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 栃木県那須郡湯津上村大字佐良土 八五三 郡司実 外七名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一一九号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 島根県那賀郡弥栄村大字長安本郷 斉藤実 外八名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一二〇号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡岸本町吉長三七ノ三 野坂英之

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一二一号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡牟礼町住吉七九九 居細工学 外二百四名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一二九号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 香川県高松市郷東町五八七ノ一 藤田純子 外二十九名

紹介議員 田淵 勲二君

この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一三一号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 長崎県諫早市目代町五五〇ノ三 古川満喜 外九千九百九十九名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一三二号 平成三年二月七日受理

原爆被害者援護法の早期制定に関する請願

請願者 鳥取県米子市尾高九九六 伊達弘 外四百四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一三三号 平成三年二月七日受理

医療改善に関する請願

請願者 大阪府大正区小林西一ノ八ノ三 西井久晴 外五十名

紹介議員 諫山 博君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われている。しかし、日本の医療福祉は先進国の中でも大きく立ち後れるなど、その貧しい実態が指摘されている。政府はこうした状況の根本的な改善を図ろうとしないばかりか、公的医療抑制の施策を推し進め、新たな法改悪を企図している。ついでには、この事態の改善のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、患者が自由に医療機関を選べるなくなり、受診抑制と医療の営利化を促進する医療法の改悪をやめ、国公立医療機関を拡充整備すること

と。
二、老人への医療差別や不当な患者負担の増額をやめ、すべての患者に行き届いた医療が得られる診療報酬を保障し、看護婦、ホームヘルパーなどを大幅に増やすこと。
三、国庫負担を大幅に増額すること。また、国民健康保険証を加入者に交付すること。

第一一三四号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市大正区千鳥二ノ四ノ一ノ九

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三五号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪府吹田市古江台五ノ五 沖良

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三六号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市大正区小林東三ノ五ノ二〇

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三七号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市此花区依法一ノ一ノ一五

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三八号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市大正区小林西二ノ一〇ノ一

六 松山丸夫 外五十名

紹介議員 沓脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一三九号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市深井沢町三四〇ノ一

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四〇号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 徳島県阿波郡市場町上野段三八三

紹介議員 高崎 裕子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四一号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪府堺市中百舌鳥町四ノ五七九

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四二号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪府中央区日本橋二ノ一四ノ三

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四三号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市大正区北恩加島二ノ一ノ一

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四四号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市大正区小林西一ノ一ノ八

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四五号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪市住吉区山之内一ノ一四ノ一

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四六号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 大阪府和泉市旭町一四四ノ六ノ二

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一一四七号 平成三年二月七日受理
医療改善に関する請願

請願者 長野市三輪六ノ一ノ二 佐藤禮子

紹介議員 林 紀子君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われている。しかし、日本の医療・福祉は先進国の中でも大きく立ち後れ、「高齢者の自殺大国」などと、その貧しい実態が指摘されている。高齢者の自殺の原因の多くが病氣や介護の不安、その破たんにあるとされている。日本の医療・福祉の水準は今日なお、高齢者の暮らしと命を守るものになっていない。しかし政府が現在進めている老人保健法の「改正」は、高齢者の一層の犠牲を強いるものとなっている。その内容は現在にある高齢者の医療・福祉の実態を改善するものではなく、高齢者に大きく自己負担を上乗せし、医療機関には更に老人への医療差別を強制する内

容となっている。については、こうした事態を改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、高齢者、若い世代の負担を増やす老人保健法の改正を行わないこと。

二、高齢者が安心して暮らせるための医療・福祉の総合的な施策を拡充すること。老人医療費無料制度を復活すること。

三、看護婦を増やすこと。高齢者を病院から追い出す医療法の改正を行わないこと。

第一一四八号 平成三年二月七日受理
老人保健法の改正等に関する請願

請願者 長野市赤沼一、八六二 成田芳雄

紹介議員 林 紀子君

現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われている。しかし、日本の医療・福祉は先進国の中でも大きく立ち後れ、「高齢者の自殺大国」などと、その貧しい実態が指摘されている。高齢者の自殺の原因の多くが病氣や介護の不安、破たんにあるとされている。日本の医療・福祉の水準は今日なお、高齢者の命と暮らしを守るものになっていない。しかも政府が現在進めている老人保健法の「改正」は、高齢者の一層の犠牲を強いるものとなっている。その内容は現在にある高齢者の貧困な医療・福祉の実態を改善するものではなく、高齢者に大きく自己負担を上乗せし、医療機関には更に老人への医療差別を強制する内容となっている。また、労働者に高い保険料負担を強いる提出金制度の恒久化を図ろうとしている。については、こうした事態を改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、高齢者、国民の負担を増やす老人保健法の改正を行わないこと。

二、高齢者が安心して暮らせるための医療・福祉の総合的な施策を拡充すること。

三、看護婦を増やすこと。高齢者を病院から追い出す医療法の改正を行わないこと。

第一一四九号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 秋田県能代市万町一ノ二 野
呂彰 外百九十九名
紹介議員 前畑 幸子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五四号 平成三年二月七日受理
重度心身障害者とその両親及び養ひたり老人とその
介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置
に関する請願
請願者 山梨市水口一 手塚正茂
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第九〇二号と同じである。

第一一五五号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の早期制定に関する請願
請願者 山口県豊浦郡豊北町大字滝部 木
村恒久
紹介議員 山口 哲夫君
この請願の趣旨は、第八五〇号と同じである。

第一一五六号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五七号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五八号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一五九号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六〇号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六一号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六二号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一一六三号 平成三年二月七日受理
原爆被害者援護法の制定に関する請願
請願者 長崎県北高来郡小長井町枝名 川
内道夫 外百九十九名
紹介議員 種田 誠君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

地域雇用開発等促進法（昭和六十二年法律第二
十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「及び地域雇用開発計画（第六条、第七
条）」を「並びに地域雇用機会増大計画及び地域雇
用環境整備計画（第六条、第七条の二）」に、「第
三章 雇用開発促進地域」を「第三章 雇用機会
増大促進地域」に、「第四章 特定雇用開発促進地
域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の
促進等のための措置（第十二条、第二十一条）」を
「第四章 特定雇用機会増大促進地域に係る地域雇
用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための
措置（第十二条、第二十一条）」に改める。

第一条中「雇用開発促進地域、特定雇用開発促
進地域」を「雇用機会増大促進地域、特定雇用機会
増大促進地域、雇用環境整備地域」に改める。
第二条第一項第一号中「求職者数に比し」を「求
職者の総数に比し、又は一定の求職者に関し」に
改め、同項第二号中「雇用開発促進地域」を「雇
用機会増大促進地域」に、「求職者数に比し相当程度
に雇用機会が不足している」を「求職者の総数に
比し相当程度に雇用機会が不足しており、その状
態が相当期間にわたり継続することが見込まれ
る」に改め、同項第三号中「特定雇用開発促進地
域、雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促
進地域、雇用機会増大促進地域」に改め、同号の
次に次の一号を加える。

三の二 雇用環境整備地域 雇用機会増大促進
地域又は緊急雇用安定地域に該当する地域以
外の地域のうち、当該地域における労働力の
需給状況、労働者の他地域への移動状況その
他雇用の動向を考慮した場合にその適性、能
力、経験、技能の程度等にふさわしい職業に
就くことを促進する必要があると認められる
求職者に係る雇用機会が相当程度に不足して
いる状況にあり、かつ、当該求職者等に関し
第四章の二に定める地域雇用開発のための措

置を講ずる必要があるものとして政令で指定
する地域（第七條の二第一項において「特定
雇用機会不足地域」という。）であつて、当該
地域に係る同項の地域雇用環境整備計画が同
条第五項の規定による労働大臣の承認を受け
ているものをいう。

第二条第一項第四号中「特定雇用開発促進地域」
を「特定雇用機会増大促進地域」に改め、同項第五
号中「雇用開発促進地域事業主、雇用開発促進地
域」を「雇用機会増大促進地域事業主、雇用機会
増大促進地域」に改め、同項第六号中「特定雇用開
発促進地域事業主、特定雇用開発促進地域」を
「特定雇用機会増大促進地域事業主、特定雇用機
会増大促進地域」に改め、同項第八号中「雇用開発
促進地域求職者、雇用開発促進地域」を「雇用機
会増大促進地域求職者、雇用機会増大促進地域」
に改め、同項第九号中「特定雇用開発促進地域離
職者」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に、
「特定雇用開発促進地域内」を「特定雇用機会増大
促進地域内」に改め、同項第十号を第十一号と
し、第九号の次に次の一号を加える。

十 雇用環境整備地域求職者 第三号の二に規
定する求職者であつて、当該雇用環境整備地
域内に居住し、又は居住していた者をいう。

第二条第二項から第四項までを次のように改め
る。

2 前項第二号の規定による指定は、第三章に定
める措置を講ずべき期間を付してするものとす
る。この場合において、当該期間を延長し、又は
短縮する必要があると認められるときは、当該期
間は、延長し、又は短縮することができるものと
する。

3 第一項第三号の規定による指定は、第四章に
定める措置を講ずべき期間を付してするものと
する。この場合において、当該期間を延長し、又
は短縮する必要があると認められるときは、当
該期間は、延長し、又は短縮することができる
ものとする。

4 雇用環境整備地域について第四章の二（第二
十一條の四を除く。）に定める措置を講ずべき
期間は、政令で定める期間の範囲内で第七條の
第二十項の承認地域雇用環境整備計画において
定められた同条第二項第二号の計画期間とす
る。

第二條中第七項を第八項とし、第六項を第七項
とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一
項を加える。

5 第一項第四号の規定による指定は、第五章に
定める措置を講ずべき期間を付してするものと
する。この場合において、当該期間を延長する
必要があると認められるときは、当該期間は、
延長することができるものとする。

第三條中「雇用開発促進地域における」を「雇
用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域におけ
る」に、「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機
会増大促進地域」に改める。

第四條中「雇用開発促進地域における」を「雇
用機会増大促進地域及び雇用環境整備地域におけ
る」に、「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定
雇用機会増大促進地域離職者」に改める。

第五條第一項中「特定雇用開発促進地域事業主」
を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に、「特定
雇用開発促進地域又は」を「特定雇用機会増大促
進地域又は」に改め、同条第二項中「特定雇用開
発促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地
域事業主」に、「特定雇用開発促進地域に係る」を「特
定雇用機会増大促進地域に係る」に改める。

第二章の章名中「及び地域雇用開発計画」を「並
びに地域雇用機会増大計画及び地域雇用環境整備
計画」に改める。

第六條第一項中「雇用開発促進地域」を「雇用機
会増大促進地域及び雇用環境整備地域」に改め、
同条第二項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増
大促進地域及び雇用環境整備地域」に、「地域雇用
開発計画」を「地域雇用機会増大計画及び第七條
の二第一項の地域雇用環境整備計画」に改める。

第七條の見出しを「地域雇用機会増大計画」
に改め、同条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇

用機会増大促進地域」に改める。

第七條の見出しを「地域雇用機会増大計画」
に改め、同条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇

用機会増大促進地域」に改める。

第七條の見出しを「地域雇用機会増大計画」
に改め、同条第一項中「雇用開発促進地域」を「雇

用機会増大促進地域」に、「以下「地域雇用開発計画」を「次条を除き、以下「地域雇用機会増大計画」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に、「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改め、同条第五項及び第六項中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第二章に次の一条を加える。

(地域雇用環境整備計画)

第七條の二 都道府県は、その区域内の特定雇用機会不足地域ごとに、地域雇用開発の促進に関する計画(以下この条において「地域雇用環境整備計画」という。)を策定し、労働大臣の承認を申請することができる。

2 地域雇用環境整備計画においては、前条第二項各号に掲げる事項及び次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第二条第一項第三号の二に規定する求職者に係る雇用に関する状況

二 計画期間

3 前条第二項各号及び前項各号に掲げる事項のほか、地域雇用環境整備計画においては、事業主に対する資金の融通の円滑化その他の地域雇用開発を促進するため必要な業務であつて政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項を定めることができる。

4 都道府県知事は、地域雇用環境整備計画の案を作成するに当たっては、あらかじめ、当該地域雇用環境整備計画に係る地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。

5 労働大臣は、地域雇用環境整備計画が地域雇用開発指針に即するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

6 労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、関係行政機関の長と協議するものとする。

7 都道府県は、地域雇用環境整備計画が第五項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 都道府県は、第五項の規定による承認を受けた地域雇用環境整備計画を変更しようとするときは、労働大臣の承認を受けなければならない。

9 雇用環境整備地域について次の各号に掲げるいずれかの事情が生じたことに伴い第二条第一項第三号の二の規定による指定が解除されたときは、当該雇用環境整備地域に係る地域雇用環境整備計画についての第五項の規定による承認は、その効力を失うものとする。

一 当該雇用環境整備地域の全部又は一部について第二条第一項第二号又は第四号の規定による指定をしたこと。

二 当該雇用環境整備地域について第四章の二に定める措置を講ずる必要がなくなつたこと。

10 第四項、第六項及び第七項の規定は、第五項の規定による承認を受けた地域雇用環境整備計画(第八項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。第四章の二において「承認地域雇用環境整備計画」という。)の変更について準用する。

第三章の章名中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改める。

第八条第一項中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に、「当該雇用開発促進地域」を「当該雇用機会増大促進地域」に、「雇用開発促進地域求職者」を「雇用機会増大促進地域求職者」に改め、同条第二項中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に改める。

第九条中「雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域」に、「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第十条第一項及び第十一條中「雇用開発促進地域求職者」を「雇用機会増大促進地域求職者」に改める。

第四章中「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域」に、「特定雇用開発促進地域求職者」を「特定雇用機会増大促進地域求職者」に改める。

第十二條中「地域雇用開発計画」を「地域雇用機会増大計画」に改める。

第十五條中「特定雇用開発促進地域事業主」を「特定雇用機会増大促進地域事業主」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 雇用環境整備地域に係る地域雇用開発のための措置

(地域雇用開発のための助成及び援助)

第二十一條の二 政府は、承認地域雇用環境整備計画で定める当該雇用環境整備地域における地域雇用開発を促進するため、当該雇用環境整備地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用環境整備地域求職者を雇入れ、かつ、その雇用する労働者の職業生活上の環境の整備改善に資する福祉施設を設置し、又は整備する事業主であつて、当該事業所の行う事業が当該雇用環境整備地域における地域雇用開発に特に資すると認められるものに対して、雇用保険法第六十四條の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

(雇用促進事業団の行う施設等の設置に関する特別の配慮)

第二十一條の三 雇用促進事業団は、雇用環境整備地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に関し、効果的な職業訓練の実施の促進及び職業生活上の環境の整備改善を図ることによつて、承認地域雇用環境整備計画で定める当該雇用環境整備地域における地域雇用開発に資するため、雇用促進事業団法第十九條第一項第一号の事業主その他のものを行う職業訓練の援助を実施するための施設で労働大臣が定めるものの、同項第三号の宿舍及び同項第五号の福祉施設を設置するに当たっては、当該雇用環境整備地域について、特別の配慮をするものとする。

2 雇用促進事業団は、当該雇用環境整備地域内に所在する事業所に雇入れられる雇用環境整備地域求職者(当該雇用環境整備地域内に居住する者を除く。)で、当該承認地域雇用環境整備計画に定める事項に照らして宿舍の確保を図る

ことが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、雇用促進事業団法第十九條第一項第三号の宿舍を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。(負担金についての必要経費算入の特例等)

第二十一條の四 第七條の二第三項に規定する者(その者が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人である場合に限り。)が行う同項に規定する業務であつて承認地域雇用環境整備計画に係るものに係る基金に充てるための負担金を支出した場合に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、必要経費算入の特例及び損金算入の特例の適用があるものとする。

第二十五條第二項中「雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域」を「雇用機会増大促進地域、特定雇用機会増大促進地域、雇用環境整備地域」に改める。

第二十六條第一項中「第二条第六項及び第七項」を「第二条第七項及び第八項」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七條の二第一項の地域雇用環境整備計画において定める同条第二項第一号の求職者のうち、船員となろうとする者の占める割合が相当程度のものである場合における第二条第一項第三号の二並びに第七條の二第一項、第五項、第六項(同条第十項において準用する場合を含む。)及び第八項の規定の適用については、これらの規定中「労働大臣」とあるのは、「運輸大臣及び労働大臣」とする。

第二十七條中「前三章」を「第三章から前章まで」に、「第二条第二項」を「第二条第二項前段」に、「同条第三項」を「同項後段」に、「延長されたとき」を「延長され、又は短縮されたとき」に、「当該延長されたとき」を「当該延長され、又は短縮された後の」に、「若しくは同条第四項の規定による

期間の満了又は同条第五項の規定による指定」を「同条第三項前段の規定により付された期間(同項後段の規定によりその期間が延長され、又は短縮されたときは、当該延長され、又は短縮された後の期間)、同条第五項前段の規定により付された期間(同項後段の規定によりその期間が延長されたときは、当該延長された後の期間)若しくは第七条の二第二項第二号の計画期間(同条第八項の規定によりその計画期間が変更されたときは、当該変更された後の期間)の満了、第二条第六項の規定による指定の失効又は第七条の二第九項の規定による承認」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

附則第三条中「施行日の」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。))の」に、「施行日」を「施行日に地域雇用開発等促進法の一部を改正する法律(平成三年法律第 号)による改正前の第二条第一項第三号の」に、「特定雇用開発促進地域」を「特定雇用機会増大促進地域」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用開発促進地域に該当していた地域等に係る暫定措置)

第二条 この法律の施行の際改正前の地域雇用開発等促進法(以下「旧法」という。))第二条第一項第二号の雇用開発促進地域に該当していた地域(以下単に「雇用開発促進地域」という。))若しくは旧法附則第二条第一項の規定に基づき同号の雇用開発促進地域とみなされていた地域(以下「みなし地域」という。))又は旧法第二条第一項第三号の特定雇用開発促進地域に該当していた地域(以下単に「特定雇用開発促進地域」という。))については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))に、改正後の地域雇用開

発等促進法(以下「新法」という。))第二条第二項前段又は第三項前段の規定により次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める期間に相当する期間(以下「みなし指定期間」という。))を付して、同条第一項第二号又は第三号の規定による指定をしたものとみなして、新法の規定を適用する。

一 雇用開発促進地域 旧法第二条第二項の規定により付された期間

二 みなし地域 旧法附則第二条第一項に規定する期間

三 特定雇用開発促進地域 旧法第二条第四項の規定による期間

2 前項の規定により新法第二条第一項第二号の規定による指定をしたものとみなされる地域に係るみなし指定期間については、当該地域において求職者が相当数減少し、かつ、求職者の総数に比し雇用機会が不足している状況が著しく改善され、施行日以降引き続き相当期間にわたるその改善された状態が継続することが見込まれる場合に限り、同条第二項後段の規定に基づき短縮することができるものとする。

3 第一項の規定により新法第二条第一項第三号の規定による指定をしたものとみなされる地域に係るみなし指定期間については、同号に規定する雇用に関する状況が著しく改善され、施行日以降引き続き相当期間にわたるその改善された状態が継続することが見込まれる場合に限り、同条第三項後段の規定に基づき短縮することができるものとする。

(船員保険法の一部改正)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号ロ中「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第四条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項第一号ロ中「特定雇用開発促進地域離職者」を「特定雇用機会増大促進地域離職者」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の二を第二十四号の二の三とし、第二十四号の二を第二十四号の二の二とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)に基づいて、船員に關して、地域雇用開発指針を策定し、及び地域雇用環境整備計画を承認すること。

(労働省設置法の一部改正)

第六条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十一号の二中「策定する」を「策定し、及び地域雇用環境整備計画の承認をする」に改める。

(政令への委任)

第七條 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

平成三年二月二十七日印刷

平成三年二月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P